

官報

号外 昭和三十九年六月十九日

第四十六回 衆議院會議録 第三十八号

昭和三十九年六月十九日(金曜日)

議事日程 第三十七号

昭和三十九年六月十九日

午後二時開議

- 第一 公認会計士特例試験等に関する法律案(内閣提出)
- 第二 税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 近畿圏整備法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)
- 第四 私立学校振興会法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第五 総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

小林国務大臣の新潟地震による被害状況と政府の講じた措置の概要についての発言及び質疑
新潟地震による被災地慰問のため特に院議をもつて議員十二名を派遣することとし、その人選は議長に一任するの件(議長発議)
日程第一 公認会計士特例試験等に関する法律案(内閣提出)
日程第二 税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十九年六月十九日 衆議院會議録第三十八号

日程第三 近畿圏整備法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

道路法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 私立学校振興会法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第五 総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

林業基本法案(内閣提出)
公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三号)

午後三時五十分開議
○議長(船田中君) これより會議を開きます。

小林国務大臣の新潟地震による被害状況と政府の講じた措置の概要についての発言

○議長(船田中君) 小林国務大臣から、新潟地震による被害状況と政府の講じた措置の概要について発言を求められております。これを許します。国務大臣小林武治君。

〔国務大臣小林武治君登壇〕

○国務大臣(小林武治君) 去る六月十六日午後一時過ぎ、新潟県村上市沿岸付近を震源地として発生しました新潟地震は、東日本一帯、東北、北陸、関東の各県にわたりおびただしい被害を及ぼしました。不測の事態であるとは申せ、はなはだ遺憾なことであり、政府といたしましては、現地被災者の方方に対しまして、心から御同情申し上げる次第でございます。

地震発生の際に接するや、政府は、直ちに災害基本法に基づきまして、河野国務大臣を本部長とする新潟地震非常災害対策本部を総理府に設置いたし、対策に着手いたしました。

この機会に、政府を代表いたしましたし、私より地震の概要、被害の概況、

これまで政府の講じた措置等につきまして、御報告を申し上げたいと存じます。まず、地震の概要につき申し述べます。

このたびの新潟地震は、新潟、仙台、酒田、相川等の各地で震度五を記録いたしました強大なものでありまして、かつての関東大震災の際のものにほぼ近い七・七マグニチュードという大規模なものであります。そしてその及ぶ範囲も広域にわたり、各地で相当の震度を記録いたしました。余震も同日午後八時ころまでに十一回に及び、最大震度三を記録いたしましたのであります。この間、地震につきものの津波も発生し、酒田において二ないし三メートル、輪島、新潟で一メートルを記録したのであります。

次に、ただいままでに判明いたしました被害の概況について御説明申し上げます。

まず、人的被害は、幸いにいたしまして比較的少なく、死者二十五名、行方不明十一名、負傷者三百九十八名を数えておりますが、建物被害は、全壊家屋千四百五十五戸、半壊家屋七千二百八十四戸、全焼家屋三百七十七戸のほか、流失、浸水、破損等が相当の数のにのぼっております。また、田畑等の農地は、流失、埋没、または冠水したものが約三千ヘクタールに及び、その他道路、橋梁、堤防、鉄道、船舶、通信施設等の被害も相当な数にのぼっております。罹災世帯は二万三千九百六十三、罹災者は十万人、二百六十名を数えております。なお、各地におきまして、停電、水道ガス停止等があり、石油タンクの炎上等、被害はかなりのきびしいものがある実情でございます。

次に、これまでに政府におきまして講じた措置のおもなるものについて御報告申し上げます。

災害対策本部を設置すると同時に、まず赤澤自治大臣が現地に急行したほか、翌十七日には、私及び田中大臣がそれぞれ被災地に出発、現地の被害状況を調査するとともに、被災民を見舞ったのであります。

また、中心被害地域である新潟市には、消防庁長官を長とする現地災害対策本部を設置しまして、現地調査と緊急対策に当たらせておりますが、関係各省庁等におきまして、それぞれ中央ないしは現地に対策本部を設置して、活動を開始いたしております。

以下、現在までに緊急措置いたしました主要な対策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、赤澤調査団からの緊急要請によりまして、信濃川決壊箇所の仮締め切り工事に必要な土のう十五万俵を急送するとともに、自衛隊員約六千四百名、護衛艦等十七隻を派遣し、また自衛隊員約一万一千名を緊急待機させております。

次は、最も緊急かつ重要な道路交通の確保をはかるため、迂回道路の指定を行ない、主要幹線道路の復旧工事に全力を傾注し、一級国道の七号、八号等を開通させ、また、特に、新潟市内の幹線街路の整備確保に努力をいたしております。

次に、各地で停電が起りましたことが、その後鋭意復旧に努力した結果、現在におきましては、市民生活に必要な

昭和三十一年六月十九日 衆議院會議録第三十八号

小林国務大臣の新潟地震による被害状況と政府の講じた措置の概要についての発言
府の講じた措置の概要についての発言に對する田澤吉郎君の質問

新潟地震による被害状況と政

一二〇六

な電灯等につきましては復旧しつつある状態でございます。

なお、震災地域の全域にわたり発生しました鉄道不通区間の復旧、電話通信の復旧に努力しました結果、そのほとんどは近日中に回復する見通しとなっております。

次は食糧対策であります。さしあたり精米二百トンを用意して放出することとし、なお、念のため精米五十トンと群馬県等から急送する措置をとっております。自衛隊、日本赤十字社等から乾パン約十九万食を配送いたしております。

次に、現地の給排水事情がきわめて悪化したしておりますので、自衛隊、東京都、大阪市、名古屋市等から給水タンクを緊急に送りましては、専門の技術者を派遣し、復旧に当たらせております。なお、ポンプ、補修資材等の緊急発送もいたしました。

また、復興資材、生活必需品の値上りを避けるため、特に必要な日用雑貨品や復興資材の供給を行ない、ないしは手配を行なっております。

消防対策につきましては、機材の応援体制を固めているほか、特に新潟市内における石油タンクの爆発による火災に対しては、化学消防車の出動、特殊化学消防剤の輸送等の措置をいたしました。

次は救護対策であります。医薬品、保存血液、各種血清を急送したほか、国立病院、日赤等による救護班を編成し、派遣または待機いたさせました。また、伝染病の予防につきましては万全を期し、近隣六都県から防疫担当職員を増援させております。

また、海上保安対策としましては、巡視船艇、航空機等をもって救援船隊を編成し、船舶交通安全、警戒、救護活動に当たらせております。

次に、被災家屋に対する備蓄国有林材の緊急輸送、住宅金融公庫による災害貸し付け、日銀の現地金融機関への貸し出しの弾力化、被災地における税の減免、納税の猶予、為替貯金関係の即時払い、簡易保険の非常貸し付け、NHKの受信料免除、中小企業金融措置等を行なうほか、地方公共団体に対する財政上の措置といたしましては、短期資金の手当て、普通交付税の繰り上げ交付、交付税の特別措置、中小企業金融措置等につき必要な準備を開始いたしております。

また、国民健康保険及び国民年金の保険料、保育所の保育料等につきまして減免措置を講ずるとともに、労災保険、失業保険につきましても、保険料の延納、保険金支給の促進等の措置を講ずることといたしております。

また、災害を受けた学生、生徒に對しましては、授業料、寄宿料の減免、教科書の確保、学校給食費及び衣料費の補助金の増額等の措置を講ずることといたしております。

以上が、政府でとりました主要な応急措置であります。関係地方公共団体にありましても、それぞれの対策が進められており、特に被害のひどい新潟市、村上市、鶴岡市、酒田市及び飽海郡遊佐町外十カ町村には災害救助法の発動を見ている次第であります。

なお、今後、政府といたしましては、刻々に現地の被害状況を的確に把握しつつ、応急対策に万全を期すよう努力してまいりたい所存であります。

が、河野本部長が本朝現地視察に出発いたしました。今後必要に応じて関係機関も随時現地向う予定であります。また、近く科学技術庁を中心として復旧対策に関する科学技術的調査及び災害防衛総合研究を実施いたしますので、これらも十分に参考といたしまして、復旧対策はもろんのこと、この機会に、特に地震被害防止のための抜本的対策につき万全を期したい覚悟であります。

現地被災民の方々の困惑は並み大抵ではないものと存じますが、関係地方公共団体の協力のもとに、被災民各位がこの不幸にもめげず、復興の意欲に燃え立たれて、一日も早く被害から回復されるよう格別の御努力をいたされることを祈念いたしてやみません。

何とぞ、国会におかれましては、よろしく御協力、御支援のほどを賜りますよう、強くお願いいたす次第でございます。

以上をもちまして、私の御報告といたします。(拍手)

新潟地震による被害状況と政府の講じた措置の概要についての発言に對する質問

○議長(船田中君) ただいまの発言に對して質疑の通告があります。順次これを許します。田澤吉郎君。

〔田澤吉郎君登壇〕

○田澤吉郎君 ただいま厚生大臣から御報告がありました点に關して、私は、自由民主党を代表して、質問を行なうとしますのであります。(拍手)

質問に入る前に、まず、今次災害における被災者の方々に對して、心かななるお見舞いを申し上げる次第であります。

新潟県村上市付近を震源地とする新潟地震によりまして、新潟県、秋田県、山形県を中心とする東日本の各地におきまして、なくなりました方々、負傷された方々に加え、家を失い、あるいは田畑その他に被害を受けられた方々が多数にのぼっているのではありません。あつた十六日、いつもと変わりなく平和な生活を営んでおられたのに、一瞬のうちに悲境に沈まれたこれらの方々の御不幸に、まことに胸ふさがる思いでございます。衷心から御同情申し上げる次第であります。

この悲境にめげず、現地の被災者の方々は、生活の再建と復興のため、たくましく立ち上がっておられる御様子であります。何ぶん不慮のことと存じますが、政府、民間ともに相携え、あたたかい手を差し伸べてこれを助け助ますことが、当面最も重要なこととあらうと思っております。(拍手)

特に政府におかれては、事態に即応し、所要の対策を講じておられるようでありますが、なお一その努力を傾注し、万全を期していただきたいと存ずる次第であります。

よって、私は、この際、災害の状況及び政府のこれに対する応急措置、復旧対策等の状況をただし、政府の本災害に對する所信を問う所存でございます。

まず、内閣総理大臣に對し御質問申し上げます。

今回の新潟地震は、その規模におきまして、昭和二十三年に発生した福井地震を凌駕し、かの関東大震災にも匹敵する近年まれに見る大地震であります。したがって、そのもたらした被害も、新潟県、山形県及び秋田県を中心に、広く東日本の各地に及んでおるのであります。

十八日八時現在、人的被害につきましては、死者、行方不明三十三名、負傷者三百七十七名、罹災世帯数に一万九千七百六十九世帯に及び、物的被害につきましては、家屋の全壊が千八百一棟、半壊が四千四百七十棟を数え、さらに各地において道路、橋梁の決壊、鉄道、通信の被害が多数発生したのであります。

この事態に際し、政府は直ちに内閣大臣を長とする現地調査団を二次にわたって派遣するとともに、新潟地震非常災害対策本部を設置するなど、機を失することなく、迅速かつ適切な応急措置を講じておられるところでありますが、余震、津波、大火災の発生等も加わり、被災住民の不安ははなはだしきものであると存じます。この際、内閣総理大臣から、今回の地震災害に万全の措置を講ずる旨確固たる心がまえを言明することによって、被災者に一刻も早く安心感を与えていただきたいと存ずる次第であります。内閣総理大臣の所信をお伺いいたす次第であります。(拍手)

次に、大蔵大臣にお尋ねいたします。

今回の災害に對処するため、国としてとり得るあらゆる措置を講ずべきであります。特に、いやくも資金面でこれに制約が加えられてはなりません。

ん。よって、当面諸般の災害救助活動、鉄道及び電信電話施設、その他土木関係の応急復旧工事が緊急を要すると考えられますが、これに対し、いかなる財政ないし金融措置をとられたか、また今後とらうとするかをお伺いいたしたいのであります。

また、生活の再建等のため相当の資金を要すると思われませんが、税務行政の面でいかなる配慮を加えたか、また将来加えようとするかをお伺いいたしたいのであります。

さらに、政府及び民間金融の疎通についてであります。この対策は講じられましたか、また将来どのようなように講じてまいろうとするのでありますかとお尋ねいたします。

次に、文部大臣にお伺いいたします。

山形県下におきまして、本道二階建ての幼稚園が倒壊し、幼児が多数死傷したという痛ましい事例があり、そのほか中、小学校において校舎の天井が落ちるなど被害があったと聞いておりますが、いわゆる老朽校舎の耐震構造化といふものの現況はいかようになっているかをお尋ねいたす次第であります。

次に、厚生大臣にお伺いいたします。

今回の災害により、家屋に多数浸水を見た事例があり、つゆの季節でもあるので、伝染病の発生するおそれがあると考えられるが、これに対する災害防疫対策についてお伺いいたしたいのであります。

次に、通産大臣にお伺いいたします。

災害現地において、電力、ガスの供給がとまったため、日常生活に重大な支障が生じておりますが、これが復旧についてどのような措置を講じたか、お答えを願いたいのであります。

また、生活物資、復旧資材の緊急手配についていかなる措置をとられたかをつまびらかにしていただきたいのであります。

次に、運輸大臣にお伺いいたします。

今回の災害による国鉄の被害額は非常に大きく、各線において運休となっており、その早急な開通が望まれるところであり、その被害状況及び復旧見込みについてお伺いいたしたいのであります。

また、従前からしばしば問題となっていた地震の予知体制の整備強化につきましても、今回の災害の実情を見ましても、その緊急性を痛感いたしました次第であります。この点について所信をお伺いいたしたいのであります。

さらに、地震発生後三日目の状況を、本日の日本経済新聞がこう書いております。「新潟港は孤立したまま、臨海部頭浮かばず、救援物資も野ざらしに」という題目で、埠頭の不整備あるいはまた材木等の非常に乱雑なために、いままなお救援物資が罹災者の間に届かないという状況に相なっているというところでございますが、この点は運輸大臣はおわかりでございませうか、また御存じだいたしますすならば、その対策いかんということでございます。

次に、建設大臣にお伺いいたします。

新潟付近におきましては、道路が各地で交通不能になっていると聞いており、復旧資材等のスムーズな運送につきまして心配いたしておりますが、その被害状況及び復旧見込みについてお伺いいたしたいのであります。

最後に、自治大臣にお伺いいたします。

今回の災害によりまして、被災地方公共団体は、諸般の災害対策費の支出により財政支出が増大する反面、税の減免等によりまして財政収入等の減少が予想されるのであります。これに對し政府はいかなる対策をとられる方針でありますか、お伺いいたします。

また、今回の新潟地震に際しまして、特に石油等の危険物施設から生じた火災の防壁に困難を来したと考えられるのであります。最近はこの近代科学施設が著しく増加したところであり、これらによる災害に對処するため、政府は早急に消防の近代化を促進することが緊要であると思ひ、自治大臣の所信を伺いたいのであります。

以上、いろいろお伺いいたしました。が、今回の災害についての万全の善後措置を講じられることを重ねて要望いたしまして、私の質問を終わります。

〔拍手〕

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) 今回の新潟、山形、秋田地方におきます地震によりまして、災害を受けられた方々に對しまして、衷心よりお見舞いを申し上げ、御同情の意を表したいと思ひます。

なお、災害の状況並びにこれが応急対策につきましましては、ただいま御報告

申し上げたとおりでございます。私は、今後におきましても、災害の実情をつぶさに見ましまして、そうして迅速かつ適切な方法をとりたい、そうして対策いたしましては、あらゆる方面に万全の措置をいたす覚悟でございます。

詳細な点は各大臣よりお答えいただきます。〔拍手〕

〔國務大臣田中角榮君登壇〕

○國務大臣(田中角榮君) 災害復旧に對する財政及び金融その他の問題に對してお答えを申し上げます。

関係地方公共団体及び自治体等が現在救助作業を行なつておるわけでございます。鉄道、電信、電話等の施設被害につきましても応急対策を努力いたしております。これらの費用に對しまして、お説のように、いやくも予算上の拘束によりまして救助作業や復旧作業が制限を受けまいという基

本的な考えでございます。それから、災害復旧事業につきましましては、被害額の判明次第、これに見合つた十分な財政措置を講じていく所存でございます。なお、地方公共団体が財政措置をする前に、緊急に應急復旧工事をやらなければならぬ面につきましては、当面のつなぎ資金といたしまして、資金運用部の短期資金を融通するようにならしておる次第でございます。

税制面につきましては、御承知のとおり、国税通則法、災害減免法その他各税法における規定を最大限に活用いたしまして、税の申告、納付または徴収期限の延長、申告所得税の予定納税額の減額、納税の猶予、給与所得者等に對する租税の減免、被災の酒類等の酒

税等の軽減等も実施をいたしまして、被災納税者の措置に万全を講ずるつもりでございます。なお、これらの措置につきましましては、国税局長また税務署長に直ちに通達を發しておりますし、国税当局からも現地に係官を派遣いたし、被災者の側になつて万全の処理をいたしておるわけであります。

金融上の問題につきましまして申し上げます。まず、日本銀行関係から申し上げますと、現金につきましては、現地日銀支店長に指示をいたしまして、十分な量の確保をいたしております。それから、現地の金融機関からの要求があれば、日銀支店でも十分処置できるようにいたしております。日銀支店及び現地の民間金融機関で相互の連絡を十分にとりながら、資金需要に對應できるようにいたしておるわけでござい

ます。なお、現地の財務部、日銀支店及び地方銀行等で連絡会議もつくつておるわけでございます。それから、小切手、手形等の不渡り処分等の問題につきましましては、十分猶予をして、期日を延期するといふことを実施いたしております。

それから、政府関係三機関の問題につきましましては、直ちに現地に係官を派遣もいたしておりますし、被災中小企業に對する貸し付け手続等につきましても簡易迅速化をはかり、また、既往の貸し付け償還条件の緩和等の応急処置もとりまして、遺憾のないようにいたしておるわけでござい

ます。それから、証券等につきましましては、つなぎ融資をいたしますとともに、また、顧客に對する株式の担保金融等も行なつて

おります。

昭和三十九年六月十九日 衆議院會議録第三十八号 新潟地震による被害状況と政府の講じた措置の概要についての発言に対する田澤吉郎君の質疑

いづれにいたしても、財政、金融、税制上遺憾なき処置をとりたい、こう考へておるわけであります。(拍手)

【国務大臣(福田一君) 答へをいたします。】

十六日の午後、通産省といたしましては、直ちに災害対策本部を省内につくりまして、まず、電力につきましては、東京電力、中部電力、北陸電力をして応援体制をつくらせ、ヘリコプターその他をもつて人並に資材を急送いたしまして、本日十九日ももちまして大体の電力の供給、電灯の回復は行なわれることになりました。

また、ガスにつきましては、これまで東京瓦斯及び瓦斯協会を動員いたしまして応援体制を整へまして、大休今回の新潟地区におきましては四万五千戸の罹災家屋がございますが、二十日をめどいたしまして二万戸が回復する予定であります。ただし、ガスのほうは、ガス管でございいますから、なかなか回復いたしたいところもありませんが、できるだけすみやかにこれが回復をはかるよう努力をいたしておる次第であります。

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

私は、明日現地におもむきまして、重化学工業に対して今後とるべき臨時あるいは恒久的の対策を十分に研究をいたしたいと考へておるところであります。(拍手)

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

【国務大臣(赤澤正道君) 答へをいたします。】

それから、新潟空港は滑走路に亀裂が生じまして、非常に噴水が多くて浸水いたしました。順次自衛隊その他の努力によりましてその水をためまして、今日におきましては一部使用可能でございまして、セスナ、ヘリコプター等は発着ができるようになっております。ただ、急に補修をいたしまして、大型機の運航を可能にするのには、まだ数日かかると考えております。

ただいまの御質問は、災害によつて道路が各地で交通不能となつておるものが、その状況並びに復旧見込みはどうかという御質問でございます。ただいま、主要幹線道路の交通確保につきましては、建設省北陸地方建設局はじめ新潟県、各県において総力を結集いたしました復旧作業に当たつており、国道につきましては、応急組み立て

刻なるかを痛感したのであります。私どもの経験せる約四十年前の関東大震災とともに、今度の震災はまさに人類史上における最大の悲劇の一つでありまして、犠牲となられたる方々に對し、心より哀悼の意を表するものであります。また、被災された方々に對し、眞に同情の念禁ずあたわざるものであります。

の特別の財政援助等に関する法律をすみやかに発動することであります。政府は、この法律を適用するにあたり、なるべく拡大解釈し、災害地に対し広範に発動し、抜本的な対策を講ずべきことであると思ふのでありますが、池田総理並びに関係各大臣の御所見を承りたいのであります。また、この法律の適用は国家財政に重大なる影響を及ぼす

政を守るために、自己の良心に従つて、財制御することは、むしろ称賛すべきこととであります。しかし、官僚の狭い目解に立つて、高い政治判断に従わず、はなはだしきは立法院の審議に干渉するがごとき態度が昨年の豪雪のときにあつたのは、断じて黙認することがで

きないであります。(拍手)しかも、大蔵大臣の権力は、先進諸国の例によつても、それは總理大臣の次に位置するのが普通であり、この意味において田中大蔵大臣は重要な地位にあるのであります。この際、民生安定の立場より、重大な決意が必要であります。見解が小なる大蔵官僚を統御し、この激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律を即刻発動する意思ありやいなや、特に承りたいのであります。(拍手)

新潟県及び新潟市のごときは、この法律の適用を受けることは疑問の余地はないのであります。山形県、秋田県等に對し、または市町村に對し、法を窮極に解釈して適用の範圍外に置かんとする小細工は、決してやらぬよう御留意をお願いしたいのであります。

また、今回のごとき大災害を克服すべき幾多の特別立法の必要ありと思ふのであります。たとえば、田中大蔵大臣が、昨日、新潟の視察よりお歸りになり、地震、風水害に對する災害保険制度を強調されておられますが、これはまことに當を得た所見であつて、かけ声だけでなく、直ちに立法化を實現するお考えがあるかどうか。また、道義上、火災保険会社が類焼者に二割ぐらゐの見舞い金を出すべく、政府よりアドバイスをするべきじゃないかと私は思ふのであります。この点に對しまして、總理並びに大蔵大臣のお考えをお伺いしたいのであります。(拍手)

次に、今回直ちに応急対策の一環として、災害救助法が新潟県、山形県において発動されたことは、まことに時宜に適した処置であつたと考える次第であります。

しかしながら、この点につきましても、やはり政府に對して強い要請を付せざるを得ないのであります。それは、従来、同法の発動におきまして、地方公共団体は財政面の不安から、ともすると、この法律の精神を完全に生かすだけの十全な措置を講ずるにちゅうちよの態度を見せたかのごとき印象をぬぐい切れなないのであります。これは過去において、都道府県に對する国の補助が、はたして完全であつたかどうかについて反省を促すところの現象であるといわざるを得ません。応急仮設住宅、たき出し、その他食料品、飲料水の供給、被服、寝具等生活必需品の給与、医療などのごとき、災害救助法第二十三条に定める各種の救助活動の費用の限度は著しく低く押えられておられます。しかも、このようにコストを低く押えているだけでなく、国庫負担金の總額においても窮乏であるやに聞き及んでおります。

同法の目的は、必要な救助を行ない、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全をはかることとされておられ、救助活動は、被災者に對して復旧活動に力強く立ち上がらせる勇気づけの一助となるべき最低の措置なのであります。この点、政府当局におかれましては、せつかくの同法発動がかけ声倒れに終わらぬよう、被災縣に對して同法關係の十分な財政的裏づけも講ぜられんことを強く要望いたす次第であります。

さらに、今次のごとき大災害に際しては、當然被災地方公共団体の財政負担は膨大となり、ときとして赤字団体に転落するおそれがあるのであります。

す。この点、当局としての対策はどうか。

また、今回の被災者に對し、早急に税の減免の措置をとる必要があると思ふが、いかなる措置を行なつたか。

さらに、今日の都道府県税の減税に關する準則は、十年前に定められたものであつて、今日の実情に沿はざるどころがあり、広く被災者に適用することが不可能であると思ふが、この点の改正に關し、いかなる具体策を講じつあるか。また、長期低利、無利子の資金を何とか捻出する必要があるのではないか。

以上に關しまして、赤澤自治大臣の他閣僚大臣にお伺いしたいのであります。

被災住民は、いまだ余震の続く中で、恐怖と困窮にたえつづ、早くも復旧への第一歩を踏み出しておられます。この人々に對する国家の何よりの激励は、要するに、救助、復旧の諸活動に對する十二分なる財政的裏づけ以外にはないと思ふのであります。この意味におきまして、政府は、被害の全貌の判明次第、早急に補正予算を組む必要があり、そのために臨時国会の召集も考慮すべきであると思ふのであります。また、總理の見解をお尋ねしたいのであります。

かつて占領時代、シャープ勧告において、災害復旧の資金のごときは、近代國家であるならば、決して個人の負担とすべきものにあらず、本質上、國の負担すべきものであるといつてゐるのであります。全くそのとおりであつて、日本の災害対策のごときは、未開の状態にありといつても過言ではないのであります。

以上申し述べましたこと以外にも、種々政府に望むところ、お尋ねしたい点もございしますが、最後に、重ねて、一刻も早くこの大災害より現地住民を救い出すことを急務とするに、今国会冒頭において、總理が英知と勇氣をもつて政治を行なうと聲明されたことを、この復旧対策において事実をもつて示されんことを心から要望いたしまして、この質問を終わる次第であります。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) 今回の災害に對しましては、先ほど申し上げましたごとく、現行法の精神を最大限に活用いたしまして、万全の措置をとる考えてございします。

なお、地震保険につきましては、従来も政府で一時的検討いたしたことがございします。わが國の置かれた特殊事情から考へまして、こゝろ大災害のとき、の保険制度も考へる要ありやに私は考へつつあるのでございします。十分検討してみたいと思ひます。

また、見舞い金の問題は、これは政府から強制すべきものではございませぬ。やはり罹災者の実情を考へ、保険会社等關係会社が考慮すべき問題と考へております。

なお、今回の災害の対策として、財政上の措置は十分と考へてございします。予定経費あるいは予備費の使用、また災害の状況によりましては、私は臨時国会も考へなければならぬようになるのではないかと、いさゝか持つておりますが、何ぶんにも、いまは災害の状況、またこれが対策を講ずることとが主でございします。被害の状況によりましてあらゆる措置をとることにや

ぶさかではないことを申し上げておきます。(拍手)

〔國務大臣田中角榮君登壇〕

○國務大臣(田中角榮君) 第一点につきましては、激甚災害に對処するため特別の財政援助等に関する法律を適用するかどうかという御質問でございしますが、御承知のとおり、現在災害復旧事業費について所要額を見込みつつあるわけでございします。地方公共団体等の財政事情を勘案するわけでございしますが、私は現地を見た立場において、本法が大体適用されるのではないかと、いさゝか考へております。確定をすれば、可及的すみやかに激甚災害としての政令指定を行ない、同法に定める特別措置を行なう所存でございします。

第二点の災害保険につきましては、總理大臣がいま申し述べられたとおりでございしますが、この災害を契機にして、地震を含む災害保険制度につきまして、前向きで積極的な立場で検討してまいりたいと考へるわけであります。

見舞い金につきましては、先ほど當院の大蔵委員会の附帯決議もございしたもので、損保各社の前向きの体制を待ちつつ、適切な指導をしてまいりたいと考へます。

補正予算の問題につきましては、御承知のとおり年度当初でございします。で、三百億に近い予備費を現在持つておるわけであります。現在のところこの予備費で十分まかなえると思ひつけてございしますが、本件については、先ほど總理大臣がより高い立場で御答弁をいたしましたので、それで御了解いただきたいと思います。(拍手)

〔国務大臣赤澤正道君登壇〕

○国務大臣(赤澤正道君) 地方団体の対策費の支出についてでございますが、困つておられる実情は私も見てまいりました。当面のさしあたり資金繰りにつきましては、とりあえず必要な資金のあつせんはいたし、なお普通交付税の繰り上げ交付も検討いたしたいと考えております。なお、実情に応じまして、もちろん税の減免はいたさなければなりません。それによつて財政収入の減少が起りますので、これは地方債の許可並びに特別交付税の交付にあたりまして、十分措置したいと考えております。

なお、低利の融資その他につきましても御希望がありました。これはただいま総理大臣も申しましたとおり、財政援助につきましても現行法を最大限に活用すると総理が申しました。われわれもそういう考え方で臨みたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣小林武治君登壇〕

○国務大臣(小林武治君) 災害救助法は、現在新潟、酒田、鶴岡、遊佐町ほか十町村に実施をされておりましたが、これらにつきましては、必要に応じ既定予算から概算交付もいたしたい、かように考えております。予算が不足をいたしましたれば予備費をもつて措置をし、御期待に沿うようなことにいたしたいと存じます。ことに新潟市の災害救助につきましては、水の引き方が非常におそいであらうと、かように考えまして、ある程度長期にわたる救助が必要であらうと、かように考えて、その準備もいたしております。(拍手)

○議長(船田中君) 鈴木一君。

〔鈴木一君登壇〕

○鈴木一君 私、民主社会党を代表いたしまして、ただいま政府から御報告のありました新潟地震につきましても、政府を賛成し、政府の足らざる点について若干の質問をいたし、御注意を喚起したいと思つてございまして。

私は、去る十六日の本会議の議場で、自民、社会、民社各党の話し合いがまとまり、とるものもありあらず、自衛隊のヘリコプターで現地向かつたのでございまして。一日つぶさに現地を視察いたしまして帰つたのでございまして、現地の惨状はまことに深刻でございまして。

政府も、今回の新潟地震に対しては、直ちに対策本部を設置し、きわめて機敏な対策に乗り出しておられ、われわれは、現段階においては、政府を批判するよりも、むしろ政府の御意で、緊急対策、応急対策、恒久対策に区分いたしまして、お尋ね申し上げたいと思つてございまして。

災害は忘れたころにやってくるというところもありまして、わが国では忘れないうちにやってくるのが実情でございまして。災害に對しましては、超党派的な立場から、この対策に万全の手を打つべきであると思つてございまして。

新潟地震の現地を見て痛感すること、新潟という都市が砂上積層の都市であり、一帯に地盤がゆるい上に、さらに新市街は、信濃川流域の旧河川敷地、埋め立て地に発展しております。ここに近代建築を建て、新産業都市を建設しつづつておられますが、これまで地盤と工法の関係について徹底的な研究調査が十分であつたのではないかと思われるのであります。

(拍手) いたゞらに建築ブームに酔い、深遠な大自然の摂理に対する謙虚な探究と万全の対策を怠つていたために、このような結果になつたのではないかと思われるのでございまして。この際、政府は、建設省を中心に、工法の基礎的研究を行ない、直ちに対策を立てるべきであり、また、産業災害として最大の被害をこうむつた新潟地震の経験を生かし、都市計画、特に新産業都市の建設、配置については、徹底的な再検討を加えなければならぬと思つてございまして。地盤と工法、都市計画、新産業都市の再検討については、対策本部を兼ねておる河野建設大臣にお尋ねするつもりでございましてが、御不在のようでございまして、問題がはなはだ重要と思われまゝので、池田首相からお答えを願ひたいと思つております。

緊急対策については、政府も十分手を打つておられますので、重複する部分もあると存じますが、私が現地を視察しまして、特に強く感じた点について申し上げ、政府の一そうの善処を求めるとございまして。

緊急食糧の確保に万全を期すること、はもちろんです。野菜その他の値上がり防止、家庭燃料、飲料水の補給にあつては、可能な措置を講ずべきであると思ひます。特に新潟の場合、家庭燃料の大部分を天然ガスに依存しておりますが、これが復旧にはかなりの時間がかかると思つてございまして。したがつて、この間は木炭に依存する以外ないわけでありまして、最近減産の一途をたどつておる木炭の十分な供給に、はたして政府は自信があるかどうか、この点をまずお伺ひしたいと思ひます。

公共事業の復旧にあつては、当面の責任において最善を期すべきもの、であります。

特に浸水地帯の排水は、梅雨期を目前に控へまして一日もゆるがせにできないのであります。これに要する動力、ポンプ、土のう等、機械、器具について自信ありやいなや、また、いづごろまでに排水が可能であるのか、この点も見通しを承りたいと思つております。

さらに、応急対策といたしましては、次のようなことが必要であらうと存じます。

まず第一に、住宅の復旧にあつては、住宅金融公庫その他の住宅資金を最優先に確保すること、第二に、不況下にある中小企業の企業再建に對しましては、中小企業金融公庫、商工中金、国民金融公庫など政府資金を集約的に融資することはもちろん、市中銀行の融資を大幅に確保するよう指示すべきであると思つてございまして。第三に、大企業、中小企業を問わず、企業の再建に對しましては低利長期の資金を確保すること、第四に、国税、地方税の徴税につきましては、被害の大きなものにつきましては免税の措置を講じ、輕微なものについては徴税猶予の措置を講ずべきと思つてございまして。第五に、地方自治体の財源を確保するため、政府は、地方交付税の先払いを実施すべきであると思つてございまして。第六に、事業場の休業、被災による通勤不能などにより就労不能な者に対しては、失業保険を支給するよう特例を開くべきであると思つてございまして。

以上、以上の諸点について、政府の御見解を承りたいと思ひます。

次に、災害対策の基本的な問題につきまして、首相にお尋ねしたいと思つてございまして。

資本主義体制下にある現在の社会では、災害が起りましても、個人の生命、財産に、国が保障しているのは、災害救助法の発動によつて、毛布一枚、ろうそく三本、洗面器、一日平均百四十円といわれております。握りめしと乾パン、掘つ立て小屋ともいふべき災害住宅など、きわめて微々たるものでございまして。これでは中以下の低所得者の自力による復旧は困難でございまして。問題は、災害の補助率や、救助隊の編成などをきめた災害基本法を抜本的に改正することが必要であらうと存するものでございまして。(拍手) すなわち、わが国のような災害常襲國におきましては、災害による人命の損失、家財道具等の被害に對しましては、災害基本法の抜本的改正と並行いたしまして、被災者救済法、災害保険法のよりな法律を制定し、政府管掌の災害保険を実施し、低額の掛け金によつて不時の災害に備へることが必要であらうと思つてございまして。

さらに、公共事業関係の災害復旧を早期に完了させるために、工事実施に弾力性を持たせるためにも、災害金庫を設置し、予算総額を前借りし得るような制度が必要であらうと思つてございまして。災害に對する基本問題について総理はいかなる基本恒久対策をお持ちであるか、お伺ひしたいと思つてございまして。

この新潟地震がもし東京で起こつたとするならば、その損害は、はかりし

昭和三十一年六月十九日 衆議院會議録第三十八号

新瀨地蔵による被害状況と政府の講じた措置の概要についての発言に対する鈴木一君の質疑 新瀨地蔵による被災地慰問のため特に院議をもつて議員十二名を派遣することとし、その人選は議長に一任するの件 公認会計士特別試験等に関する法律案外一案

二二二

れないものがあつたと思つたのであります。新瀨も、国体終了直後であり、競技場は一メートル余りも陥没しておつたのでございます。オリンピックの前後にこのような地震が起こらないとはいえないのでございます。オリンピック並びに関係施設が、さらにはここ数年次々と建設された大工場、ビルディングが、この程度の地震に耐え得るという自信がありやいなや、また消防対策にも確信がありやいなや、この点も伺いたいと思つたのでございます。

昨今、一部より、東京選都の問題が提起されております。東京、名古屋、大阪などの大都市の今後のあり方について、いまこそ百年の計を立てるべきであると思つたが、池田総理はいかなるお考えをお持ちか、この点も伺いたいと思つたのであります。

終わりに、新瀨地震によつてたつと人命を失われた犠牲者の冥福を祈るとともに、復旧の一日も早くからんことを期待いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) 今回の災害激甚地の新瀨は、御承知のとおり、従来より、水溶性ガスの採掘等によりまして、地盤沈下が起り、いわゆる軟弱地帯に属しておつたのでございます。したがって、今回の被害の様相、あるいは原因等、十分専門家を以て現地調査をさせ、対策を立てていきたいと思つておるのであります。

なお、災害に對しまして、いまの災害基本法では不十分だ、あるいは災害対策として、いわゆる災害金庫を設けてやつたらどうか、こういうお話であります。災害の事業主体は地方公共

団体でございます。したがって、ただいまにおきましても、災害が起つたならば、地方公共団体の資金繰りにつきましては遺憾のないようにできるものであります。私は災害基本法の精神を活用いたしまして、あらゆる科学知識を活用して、万般の処置を講じたいと思つておるのであります。

なお、東京、大阪、名古屋等の市街地におきまします地震対策、その他災害対策につきましましては、あらゆる全知全能を以て、予防その他災害の場合の対策を講じていきたいと思つております。

なお、今回の対策について御意見数カ条並べられました。ごもつともな点も多々ございまして、御意見を十分考慮いたしまして、対策の迅速かつ適正を期していきたいと思つたのであります。(拍手)

〔国務大臣赤澤正道君登壇〕

○国務大臣(赤澤正道君) 地方税につきましては、減免、徴収猶予につきましましては、御指摘のとおり十分指導したいと思つております。

なお、普通交付税の繰り上げ交付につきましましては、大規模な災害のためにその道が開かれておりますので、そのように措置をいたしたいと思つております。(拍手)

〔政府委員嶋田宗一君登壇〕

○政府委員(嶋田宗一君) ただいまの御質問中、特に耐震性の強化の問題について御質問がございました。総理大臣の御答へのとおりに従ひまして、建設省としては、その調査の決定をまわしまして、さらに検討を加えて善処したい、こういうふうに実は考へておる次第であります。

さらに、信濃川河口の逆流の河川浸水の問題につきましましての御質問でございます。さつそく災害発生と同時に、建設省といたしましては技監をつかわしまして、富山県、長野県、各県から十五万袋の締め切り袋を実は用意いたしまして、ただいませつかく努力中でございます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

新瀨地震による被災地慰問のため特に院議をもつて議員十二名を派遣することとし、その人選は議長に一任するの件(議長発言)

○議長(船田中君) おはかりいたしました。今般の新瀨地震により、各地の方々の不測の惨禍をこうむられましたことは、まことに痛心の至りにたえまません。ここに深甚なる同情を申し上げます。

つきましては、被災地慰問のため、特に院議をもつて議員十二名を派遣することとし、その人選は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

日程第一 公認会計士特別試験等に関する法律案(内閣提出)
日程第二 税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(船田中君) 日程第一、公認会計士特別試験等に関する法律案、日程

第二、税理士法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

公認会計士特別試験等に関する法律案

右

国会に提出する。
昭和三十一年四月四日
内閣総理大臣 池田 勇人

公認会計士特別試験等に関する法律

(題旨)

第一条 この法律は、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者に関する制度の整備に資するため、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)に規定する公認会計士試験の特例として行なう公認会計士試験(以下公認会計士特別試験という。)その他その制度の整備に必要事項を定めるものとする。

(実施期間)

第二条 公認会計士特別試験は、昭和三十一年七月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に、五回を限り、大蔵大臣の定める時期に行なう。

(受験資格)

第三条 公認会計士特別試験は、大蔵省に備える計理士名簿に登録を受けている者又は当該計理士名簿への登録を受ける資格を有する者でなければ受けることができない。

(試験科目)

第四条 公認会計士特別試験は、公認会計士となるのに必要な高等の専門的知識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを以てその目的とし、会計監査、会計実務(税に關する実務を含む。)及び商法について、筆記の方法により行なう。

(合格の決定)

第五条 公認会計士特別試験の合格者を定める場合には、試験科目の成績により定めるほか、当該特別試験を受けた者が計理士の職にあつた年数をしんしやくして定めることができる。

2 前項の規定による年数のしんしやくの方法は、政令で定める。

(合格者の資格等)

第六条 公認会計士特別試験に合格した者は、公認会計士法第五條第三項の規定にかかわらず、公認会計士となる資格を取得するものとする。

2 公認会計士特別試験に合格した者には、その試験に合格したことを証する証書を授与する。

(受験手数料)

第七条 公認会計士特別試験を受けようとする者は、受験手数料として、千円を納付しなければならぬ。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、公認会計士特別試験を受けた者がなかつた場合にも、還付しない。

(試験の執行)

第八条 公認会計士特別試験は、公認会計士審査会が行なう。

(試験委員)

第九条 公認会計士審査会に、公認会計士特例試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、臨時に、試験委員七人以上を置く。

2 試験委員は、公認会計士特例試験を行なうについて必要な学識経験を有する者のうちから、試験の執行ごとに、公認会計士審査会の推薦に基づき、大蔵大臣が任命し、その試験が終了したときは退任する。

(合格の取消し等)

第十条 公認会計士審査会は、不正の手段によつて公認会計士特例試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 公認会計士審査会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により二年九月以内の期間を定めて公認会計士特例試験を受けることができないものとする事ができる。

(試験の細目)

第十一条 この法律に定めるもののほか、公認会計士特例試験の実施に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(税理士となる資格の付与)

第十二条 昭和三十九年四月一日において、大蔵省に備える計理士名簿に登録を受け、かつ、計理士の名称を用いて、主として旧計理士法(昭和二年法律第三十一号)第一条に規定する業務を営んでいる者のうち、政令で定める要件に該当することにつき、税理士法(昭和

二十六法律第三十七号)第

十三条に規定する税理士試験委員の認定を受けたものは、同法第三条の規定にかかわらず、税理士となる資格を取得するものとする。

2 前項の認定を受けようとする者は、昭和三十九年七月三十一日までに、大蔵省令で定めるところにより、認定申請書を税理士試験委員に提出しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の認定に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第五項及び第六項の規定は、昭和四十二年四月一日から施行する。

(公認会計士法の一部改正)

第二条 公認会計士法の一部を次のように改正する。

第六条及び第八條第一項中「これを」を「筆記の方法により」に改める。

第十条中「これを」を「筆記及び口述の方法により」に改め、同条に次の二項を加える。

2 口述試験は、次条の規定により実務補習を受け、及び第二条第一項の業務について公認会計士を補助し、又は財務に關する業務に従事することにより修得される技能の程度の判定に意を用いて、筆記試験に合格した者について行なう。

3 筆記試験に合格した者について

ては、その申請により、その後行なわれる四回の筆記試験を免除する。

第三十五條中「第五十七條に規定する検定」を「公認会計士特例試験等に関する法律(昭和三十九年法律第 号)に規定する公認会計士特例試験」に改める。

第三十八條第一項中「及び第五十七條に規定する検定」を削り、同条第二項中「又は検定を削る」を第五十七條から第五十九條までを次のように改める。

第五十七條から第五十九條までを削る。

第六十條第一項中「第五十七條第二項各号」を「公認会計士特例試験等に関する法律による改正前の第五十七條第二項各号」に、「者」に対しては、検定を免除する。」を「者は、第十一條の規定にかかわらず、第三次試験を受けることができる。」に改め、同条第二項を削る。

(検定合格者の経過措置)

第三条 改正前の公認会計士法第五十七條の規定により検定に合格した者の資格については、なお従前の例による。

(大蔵省設置法の一部改正)

第四条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項の表公認会計士審査会の項中「第三次試験の受験資格についての検定」を「公認会計士特例試験等に関する法律(昭和三十九年法律第 号)に規定する

る公認会計士特例試験」に改める。

(公認会計士法の一部改正)

第五条 公認会計士法の一部を次のように改正する。

第三十五條中「外国公認会計士及び計理士」を「及び外国公認会計士」に改める。

第六十三條及び第六十四條を次のように改める。

第六十三條及び第六十四條を削る。

(附則に係る経過措置)

第六条 前条の規定の施行日前にした行為で、改正前の公認会計士法第六十三條の規定に係るものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

財務書類の監査又は証明をすることを業とする者に関する制度の整備に資するため、昭和三十九年七月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に限り、計理士及び計理士登録延期者を対象として公認会計士特例試験を行なうこととする。この間、現行の公認会計士第三次試験の方法を実情に即して整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

税理士法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和三十九年四月九日
内閣総理大臣 池田 勇人

税理士法の一部を改正する法律
税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八條」を「第四十八條の二」に、「第六十四條」を「第六十五條」に改める。

第一条の見出しを「税理士の使命」に改め、同条中「高めるように努力しなければならない」を「高めることを使命とする」に改める。

第二条を次のように改める。

(税理士の業務)

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税(国税のうち登録税、印紙税、取引所特別税、取引税、関税、とん税及び特別とん税並びに地方税のうち法定外普通税を除く。以下同じ)に關し次に掲げる事務を行なうことを業とする。

一 税務官公署(税関官署を除く。以下同じ)に対する租税に關する法律(行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三条第一項に規定する条例を含む。)に基づき申告、申請、請求若しくは不服申立て(これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二章の規定による処分に係るものを除くものとする。以下「申告等」という。)につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは

陳述につき、代理し、又は代行すること（当該申告等又は主張若しくは陳述に係る書類の作成にとどまる場合を除く。）。

二 税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他これらに準ずる書類（これらの書類に添附される書類で政令で定めるものを含む。以下「申告書等」という。）を作成すること。

三 税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準（課税標準から控除する金額、国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）第二条第六号に規定する純損失等の金額並びに地方税のうち道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）並びに事業税に係る当該純損失等の金額に準ずる損失の金額を含む）、納付すべき税額又は還付金の額に相当する税額（以下「課税標準等」という。）の計算についての相談に応ずること。

2 税理士は、附随業務として、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、財務書類を作成し、財務に関する相談に応じ、その他財務に関する事務を行なうことができる。ただし、他の法律においてその事務を行なうことが制限されている事項については、この限りでない。

第三条第一項中「左の」を「次の」に、「第三号又は第四号」を「第一号」に、「国税（国税、とん税及び特別とん税を除く。以下第四条、第二十四

条、第三十六条及び第四十六条の場合を除く。同項。若しくは地方税又は会計に関する事務を「租税に関する事務又は租税に関連するものとして政令で定める会計事務」に改め、各号を次のように改める。

一 税理士試験に合格した者
二 弁護士
三 公認会計士

四 次に掲げる者で、官公署における国税（国税、とん税及び特別とん税を除く。以下この項、第四十八条の二第五項及び第四十九条の十七第五項において同じ。）又は地方税に関する事務を管理し、又は監督することを職務とする職（その職務の複雑と責任の程度が当該職と同等であると認められる職を含む。）で政令で定めるものに在職した期間が通算して五年以上になるもののうち、税理士試験審査会が、主として簿記に関する実務につきその必要と認める口頭による試験を行なつて、第一号に掲げる者と同等以上の学識を有する旨の認定をしたもの

イ 官公署における国税に関する事務で政令で定めるものにもつぱら従事した期間が通算して二十年以上になる者
ロ 官公署における地方税に関する事務で政令で定めるものにもつぱら従事した期間が通算して二十五年以上になる者
ハ イに規定する期間を通算した年数の百分の百二十五に相当する年数とロに規定する期間を通算した年数とを合計し

た年数が二十五年以上になる者
第三條に次の一項を加える。
第三項第四号に規定する税理士試験審査会の認定に必要事項は、大蔵省令で定める。
第四條中「左の」を「次の」に改め、同条第五号中（昭和三十一年法律第二百二十六号）を削り、同条第七号中「税理士業務の下に（第二條第一項の業務をいう。以下同じ。）」を加え、「処分が確定した日」を「処分を受けた日」に改め、同条第八号を次のように改める。
八 公務員で懲戒免職の処分その他のこれに相当する処分を受け、当該処分を受けた日から三年を経過しないもの
第四條第九号中「処分が確定した日」を「処分を受けた日」に改め、同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。
九 懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士、会計士補若しくは計理士の登録のまつ消、弁理士の業務の禁止、司法書士の認可の取消し、又は行政書士の登録の取消しの処分を受けた者（弁理士法（昭和二十四年法律第二百五号）、公認会計士法、弁理士法（大正十年法律第百号）、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）又は行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）
第五條から第八條までを次のように改める。

（試験の種類）
第五條 税理士試験を分けて、予備試験及び本試験とする。
（予備試験）
第六條 予備試験は、本試験を受けるのに相当な一般の学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、国語及び社会について短答式（択一式を含む。以下同じ。）による筆記の方法により行なう。

（予備試験の免除）
第七條 次の各号の一に該当する者に対しては、予備試験を免除する。
一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校を卒業した者
二 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学予科又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業し、又は修了した者
三 高等試験予備試験又は司法試験第一次試験に合格した者
四 前三号に該当する者のほか、本試験を受けるのに相当な一般の学力を有するものとして大蔵省令で定める者
2 予備試験に合格した者に対しては、その後予備試験を免除する。（本試験）
第八條 本試験は、税理士となるのに必要な専門的学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、短答式による筆記の方法及び論文式その他短答式以外の方式（以下「論文式等」という。）による筆記の方法により行なう。

2 本試験は、予備試験に合格した者又は予備試験を免除された者に限り、受けることができる。
第八條の次に次の一条を加える。
（本試験の試験科目等）
第八條の二 本試験のうち短答式による試験は、次に掲げる五科目について行なう。
一 国税一般
二 地方税一般
三 税理士法
四 民法及び商法
五 会計学
2 本試験のうち論文式等による試験は、当該本試験に係る短答式による試験に合格した者及び当該本試験の開始日の属する年前五年以内に短答式による試験に合格した者につき、次に掲げる五科目について行なう。
一 所得税法（国税通則法その他の法律に定める関係事項を含む。）
二 法人税法（国税通則法その他の法律に定める関係事項を含む。）
三 次に掲げる科目（イからニまでに掲げる科目については、それぞれ国税通則法その他の法律に定める関係事項を含む。）のうち受験者のあらかじめ選択する三科目
イ 相続税法
ロ 酒税法
ハ 物品税法
ニ 国税徴収法

式による筆記の方法及び論文式その他短答式以外の方式（以下「論文式等」という。）による筆記の方法により行なう。
2 本試験は、予備試験に合格した者又は予備試験を免除された者に限り、受けることができる。
第八條の次に次の一条を加える。
（本試験の試験科目等）
第八條の二 本試験のうち短答式による試験は、次に掲げる五科目について行なう。
一 国税一般
二 地方税一般
三 税理士法
四 民法及び商法
五 会計学
2 本試験のうち論文式等による試験は、当該本試験に係る短答式による試験に合格した者及び当該本試験の開始日の属する年前五年以内に短答式による試験に合格した者につき、次に掲げる五科目について行なう。
一 所得税法（国税通則法その他の法律に定める関係事項を含む。）
二 法人税法（国税通則法その他の法律に定める関係事項を含む。）
三 次に掲げる科目（イからニまでに掲げる科目については、それぞれ国税通則法その他の法律に定める関係事項を含む。）のうち受験者のあらかじめ選択する三科目
イ 相続税法
ロ 酒税法
ハ 物品税法
ニ 国税徴収法

ホ 地方税法のうち道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）に関する部分

ヘ 地方税法のうち事業税に関する部分

ト 地方税法のうち固定資産税に関する部分

チ 簿記

リ 財務諸表論

第九條第一項を次のように改める。
予備試験を受けようとする者は五百円、本試験を受けようとする者は千五百円をそれぞれ受験手数料として納付しなければならない。

第十條中「税理士試験委員」を「税理士試験審査会」に改める。

第十一條を次のように改める。
（合格証書）

第十一條 予備試験又は本試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

第十二條第一項中「税理士試験委員」を「税理士試験審査会」に改める。

第十三條の見出しを「税理士試験審査会」に改め、同条第一項中「税理士試験委員（以下「試験委員」という。）を「税理士試験審査会（以下「試験審査会」という。）に改め、同条第二項中「試験委員」を「試験審査会」に改め、同条第三項中「試験委員は、委員長及び常任委員二人を」と試験審査会は、委員五人」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 試験審査会に会長一人を置き、委員のうちから大蔵大臣が指名する。

第十三條第七項を削り、同条第六項中「税理士試験を行うについて必要な」を「租税に関し」、「試験委員」を「試験審査会」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「委員長及び常任委員」を「委員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 税理士試験の問題の作成及び採点並びに第三條第一項第四号に規定する口頭による試験を行なわせるため、試験審査会に臨時委員五十人以上を置くことができる。

第十三條第八項を次のように改める。
8 会長は、試験審査会を代表し、会務を総理する。

第十四條の見出し中「委員長」を「試験審査会の委員」に改め、同条第一項中「委員長及び常任委員」を「委員」に、「後任の委員長又は補欠の常任委員の任期は、それぞれ」を「補欠の委員の任期は、それぞれ」に改め、同条第二項中「税理士試験の執行」を「税理士試験又は第三條第一項第四号に規定する認定を執行すること」に改める。

第十五條の見出し中「委員長」を「試験審査会の委員」に改め、同条中「委員長、常任委員」を「委員」に改める。

第十六條（見出しを含む。）中「試験委員」を「試験審査会」に改める。

第十七條の見出しを「（税理士試験の細目等）」に改め、同条中「受験に關する細目については」を「執行並びに」に改める。

に試験審査会の組織及び運営に關し必要な事項は」に改める。
第二十四條中「左の」を「次の」に改め、同条第五号中「若しくは地方税又は会計に關する事務を」若しくはは地方税に關する事務又は国税若しくはは地方税に關連するものとして政令で定める会計事務」に改める。

第二十四條の二第一項中「昭和三十七年法律第六十号」を削る。

第二十六條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「処分が確定したとき」を「処分を受けたとき」に改め、同項第四号中「第八号」を「第九号」に改める。

第二十八條第一項中「該當することとなつた場合又は第四十五條第一項若しくは第二項若しくは第四十六條第一項の規定による税理士業務の停止の処分を受けた当該処分が確定した場合」を「該當することとなり、又は第四十五條若しくは第四十六條の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合」に改める。

第三十條の見出し中「代理」を「税務代理」に改め、同条中「税務代理を」を「税務代理（第二條第一項第一号の業務をいう。以下同じ。）を」に、「その行為について代理の権限を有すること」を明示する書面を「その権限を有すること」を証する書面」に改める。

第三十一條中「左に」を「次に」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第三十三條の見出し中「署名押印」を「自署押印」に改め、同条第一項を次のように改める。

税理士は、税務代理をする場合において、租税に關する申告書等を作成して税務官公署に提出しようとするときは、当該申告書等に自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該申告書等が租税の課税標準又は納付すべき税額を記載した申告書であるときは、当該申告書には、あわせて本人（その者が法人又は法人でない社團若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものである場合においてはその代表者又は管理人）が自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

第三十三條第二項中「税務書類の作成」の下に「（第二條第一項第二号の業務をいう。以下同じ。）を加え、署名押印しなければ」を「自署し、かつ、自己の印を押さなければ」に改め、同条第三項中「署名押印する」を「自署押印する」に改め、同項後段を削り、同条第四項中「署名押印を」自署押印」に改め、同条第五項中「法人税法の下に（昭和二十二年法律第二十八号）」を加える。

第三十三條の二を次のように改める。
（計算事項、審査事項等を記載した書面の添附）

第三十三條の二 税理士は、国税通則法第十六條第一項第一号に規定する申告納税方式又は地方税法第一條第一項第八号若しくは第十一号に規定する申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に關し計算し、又は整理した事項を大蔵省令で定めるところにより記載した書面を、当該申告書に添附することができる。

2 税理士は、前項に規定する租税の課税標準等を記載した申告書で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申告書が当該租税に關する法令の規定に従つて作成されていると認めるときは、その審査した事項及び当該申告書が当該法令の規定に従つて作成されている旨を大蔵省令で定めるところにより記載した書面を、当該申告書に添附することができる。

3 税理士は、前二項の書面を作成したときは、当該書面に自署し、かつ、自己の印を押すとともに、税理士である旨を附記しなければならない。

第三十四條中「所得税法第二十六條、第二十六條の二若しくは第二十九條第一項から第三項まで、法人税法第十八條若しくは第二十一條から第二十二條の五まで又は相續税法第二十七條若しくは第二十八條の規定による申告書」を「租税の課税標準等を記載した申告書」に改める。

第三十五條第一項中「第三十三條の二第一項の下に、又は第二項を加え、申告書について国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定を」申告書に係る租税について国税通則法の規定（所得税については、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十四條第一項の規定を含む。）又は地方税法の規定」に、「整

理し、又は相談に依じている」を若しくは整理し、又は審査している」に改め、「国税局長」の下に「又は地方公共団体の長」を加え、「課税標準、純損失の金額、雑損失の金額、欠損金額若しくは税額」を「課税標準等」に、「これらの額の」を「その」に改め、同条第二項中「所得税、法人税、相続税又は贈与税についての」を「国税通則法第八十三条第一項に規定する」に改める。

第三十九条を次のように改める。
(会則を守る義務)

第三十九条 税理士は、その所属する税理士会の会則を守らなければならない。

第四十条第二項を次のように改める。

2 前項の事務所は、税理士事務所と称する。

第四十条に次の一項を加える。

3 税理士は、いかなる名義をもつてしても、二個以上の税理士事務所を設けてはならない。

第四十一条第一項を次のように改める。

税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、税務代理、税務書類の作成及び税務相談(第二條第一項第三号の業務をいう。以下同じ)の区分に応じ、かつ、一件ごとに、委託者の住所及び氏名又は名称並びに事件のてん末を記載しなければならない。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(税理士の使用人等に対する監督義務)

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二 税理士は、税理士業務を行なうため使用人その他の従事者を使用するときは、当該使用人その他の従事者を監督し、その業務の遂行に欠けることのないよう必要な注意をしなければならない。

第四十二条の見出しを「公務員であつた者の税理士業務の制限」に改め、同条中「国税又は地方税」を「租税」に、「離職後一年間」を「離職後二年間」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の承認は、同項本文に規定する者において当該事件につき税理士業務を行なうことが当該事件に係る納税義務者の便宜を図るため特に必要であり、かつ、当該業務が適正に執行されることが確保であると認められる場合に限り、行なうことができる。

第四十三条の見出しを「弁護士業務等を停止された者の税理士業務の停止」に改める。

第四十四条中「左の」を「次の」に改める。

第四十五条第三項及び第四項を削る。

第四十六条第一項中「前条第一項又は第二項」を「前条」に改め、「第三十三條の二」の下に「第一項若しくは第二項」を加え、同条第二項を削る。

第四十七条を次のように改める。
(懲戒の手続)

第四十七条 地方公共団体の長は、税理士について、地方税に関し前二条の規定に該当する事実がある

と認めるときは、国税庁長官に対し、その者の氏名及び事実を通知するものとする。

2 税理士会は、その会員について、前二条の規定に該当する事実があると認めるときは、国税庁長官に対し、その者の氏名及び事実を報告しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、何人も、税理士について、前二条の規定に該当する事実があると認めるときは、国税庁長官に対し、その事実を通知し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

4 前三項に規定する通知又は報告があつたときは、国税庁長官は、その通知又は報告に係る事件について必要な調査をしなければならない。

5 国税庁長官は、税理士について、前二条の規定に該当する事実があると認めるときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

6 国税庁長官は、前二条の規定により懲戒処分をしようとするときは、あらかじめ当該税理士にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

7 国税庁長官は、前二条の規定により懲戒処分をしようとするときは、税理士懲戒審査会の意見をきかなければならない。

8 国税庁長官は、前二条の規定により懲戒処分をしようとするときは、その理由を附記した書面により、その

旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。
(調査のための権限)

第四十七条の二 国税庁長官は、前条第四項又は第五項の規定により事件について必要な調査をするため、当該職員に次に掲げる処分をさせることができる。

一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

2 国税庁長官は、前項の規定により出頭又は鑑定を求めた参考人又は鑑定人に対して、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を支給しなければならない。

第四十八条中「第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による処分が確定したとき」を「第四十五条又は第四十六条の規定により懲戒処分をしたとき」に改め、第五章中同条の次に次の一条を加える。

(税理士懲戒審査会)

につき必要な審査を行なうものとする。

3 懲戒審査会は、委員六人をもつて組織する。

4 懲戒審査会に会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

5 委員は、国税又は地方税の行政事務に従事する職員、税理士及び学識経験者のうちから大蔵大臣が任命する。

6 会長は、懲戒審査会を代表し、会務を総理する。

7 第十四条第一項及び第十五条の規定は懲戒審査会の委員について、第十六条の規定は懲戒審査会についてそれぞれ準用する。

8 前各項に規定するもののほか、懲戒審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第四十九条の二第二項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同項第五号中「税理士の品位保持」を「会員の綱紀保持」に改め、同号の次に次の二号を加える。

六 会員の税理士業務に係る使用人その他の従事者に対する監督その他当該使用人その他の従業者に関する規定

七 会員の受ける税理士業務に係る報酬に関する規定

第四十九条の六中「事務所を」を「税理士事務所を」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第五十一条第一項の通知を行なつた弁護士で税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局の管轄区域

内に法律事務所(法律事務所を有しない者にあつては、住所)を有するものは、その税理士の会員の資格を有するものとする。

第四十九条の七第一項中「税理士は、税理士又は前条第二項に規定する介護士は」に改め、同条第二項中「税理士は」を「税理士又は前条第二項に規定する介護士は」に改め、「提出したとき、」の下に「又は」を加え、「又は第二十六条第二項各号の一に該当することとなつたとき」を削る。

第四十九条の八を次のように改める。

(会員である旨の表示)

第四十九条の八 税理士が税理士会の会員となつたときは、遅滞なく、その税理士証票を当該税理士会に提出し、これに当該税理士会の会員である旨の表示を受けなければならない。税理士会の会員たる税理士が第二十八条第二項に規定する事由その他の事由により税理士証票の再交付を受けた場合において、その再交付を受けた税理士証票に当該表示がないときにおいても、また同様とする。

2 税理士が税理士会を退会したとき(第二十六条第一項各号の一に該当することとなつたことにより退会したときを除く)は、遅滞なく、その税理士証票を当該税理士会に提出し、前項に規定する表示のまつ消を受けなければならない。

第四十九条の十二第一項中「国税若しくは地方税を」を「租税」に改め、同条第二項を削る。

第四十九条の十三第三項中「税理士会に所属した税理士を」を「税理士会の会員であつた者」に改める。

第四十九条の十四第二項中「税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督を」を「税理士会の指導、連絡及び監督並びに税理士会の会員の指導及び連絡」に改める。

第四十九条の十五第一項第一号を次のように改める。

一 第四十九条の二第二項第一号、第三号、第四号、第八号及び第九号に掲げる事項

第四十九条の十五第一項に次の二号を加える。

四 税理士会の会員の綱紀保持に係る基準に関する規定

五 税理士会の会員の研修に関する規定

第四十九条の十六中「第四十九条の九から第四十九条の十一まで及び第四十九条の十二第一項」と及び「第四十九条の九から第四十九条の十二まで」に改める。

第五十条第一項中「課税標準若しくは税額に関する申告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出する書類又は租税の減免若しくは徴収額に関する申請書」を「課税標準等に関する申告書等又は租税の申告期限、納期限その他の期限の延長若しくは租税の納付若しくは徴収に関する猶予に係る申請書(これに準ずる書類を含む)」に改める。

第五十一条第二項中「第四十一条の下に、第四十一条の二を加え、」第四十七条、第四十八条(税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。)」を「第四十七条から第四十八条の二

まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十三条第三項及び第三十三条の二第三項中「税理士である旨」とあるのは、「第五十一条第一項の通知を行なつた介護士である旨」とする。

第五十三条第一項中「税理士又はこれに」を「税理士若しくは税理士事務所又はこれらに」に改める。

第五十七条中「第四十条第二項但書又は」を削る。

第六十条第一項中「左の」を「次の」に改める。

第六十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第四十二条の下に、」第一項を加え、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項」を「第四十五条又は第四十六条」に、「処分が確定した」を「処分を受けた」に改め、同号を同条第三号とする。

第六十二条中「左の」を「次の」に改める。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 第四十九条の十九第一項若しくは第五十五条第一項の規定による報告を求められて、その報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第六十四条中「第六十一条第一号、第六十二条第二号又は前条第一号若しくは第二号」を「第六十二条第二号又は前条第一号若しくは第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十五条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第四十七条の二第二項第一号の規定による事件関係人又は参考人に対する処分違反して、出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第四十七条の二第二項第二号の規定による鑑定人に対する処分違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第四十七条の二第二項第三号の規定による物件の所持者に対する処分違反して物件を提出しない者

附則第二十八項中「昭和二十五年法律第二百二十六号」を削る。

附則第三十項から第三十六項までを削り、附則第三十七項以下を七項ずつ繰り上げる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第三条及び第五条から第八条までの改正規定、第八條の次に一條を加える改正規定、第九條から第十七條までの改正規定並びに附則第三十項から第三十六項までを削り、附則第三十七項以下を七項ずつ繰り上げる改正規定並びに次項、附則第四項から第六項まで及び附則第十七項の規定並びに附則第二十一項の大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四

号)第四十一条第一項の表の改正規定中税理士試験委員の項に係る部分は、昭和四十年一月一日から、附則第十五項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の税理士法(以下「旧法」という。)第三条第一項第三号又は第四号の規定に該当する者で国税(関税、とん税及び特別とん税を除く)、地方税又は会計に関する事務に従事した期間が通算して二年以上になるものについては、これを改正後の税理士法(以下「新法」という。)第三条第一項第一号の規定に該当する者と同項ただし書に規定する要件をみたしたものとみなして、新法の規定を適用する。

3 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧法第四條第七号から第九号までに規定する処分を受けた者に係る税理士となる資格を有しない期間及び税理士の登録のまつ消については、なお従前の例による。

4 昭和三十一年十二月三十一日において旧法第七條又は第八條の規定により旧法第六條に規定する税理士試験(以下「旧税理士試験」という。)の同条に掲げる試験科目(旧法第七條第二項の規定により旧法第六條第一号に掲げる試験科目とみなされる試験科目(以下「廃止試験科目」という。))を含む)につき試験の免除を受ける資格を有する者については、新法第五條に規定する税理士試験(以下「新税理士試験」という。)の新法第六條に規定する予備試験を免除するは

昭和三十九年六月十九日 衆議院會議録第三十八号 公認会計士特例試験等に関する法律案外一案

か、新税理士試験の新法第八条に規定する本試験（以下「本試験」という。）で昭和四十四年十二月三十一日までに行なわれるものを削り、新法第八条の二第一項に規定する短答式による試験を免除し、かつ、同条第二項に規定する論文式等による試験（以下「論文式等による試験」という。）の試験科目は、同項の規定にかかわらず、旧税理士試験の旧法第六条に掲げる試験科目（昭和三十九年十二月三十一日において旧法第七条第二項の規定に該当している者については、その者に係る廃止試験科目を含む。）とする。この場合において、当該試験科目のうち旧法第七条又は第八条の規定により旧税理士試験につき試験の免除を受けることができるものについては、その申請により、試験を免除する。

5 新税理士試験の本試験のうち論文式等による試験で昭和四十四年十二月三十一日までに行なわれるものに係る新法第八条の二第二項の規定の適用については、同項中「合格した者につき」とあるのは、「合格した者並びに税理士法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第 号）附則第四項の規定により短答式による試験を免除された者につき」とする。

6 新税理士試験の本試験のうち論文式等による試験で昭和四十一年十二月三十一日までに行なわれるものにおいてその試験科目のうちの一部の科目につき大蔵省令で定める基準以上の成績を得た者に対しては、当該論文式等による試験

で昭和四十二年十二月三十一日までに行なわれるものに限り、その申請により、当該科目の試験を免除する。

7 施行日前に旧法第二十四条第五号に規定する行為をした者に係る税理士の登録の拒否については、なお従前の例による。

8 施行日前に旧法第二十五条第一項の規定による税理士の登録の取消しの処分を受けた者に係る当該登録のまつ消については、なお従前の例による。

9 施行日前に旧法第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による税理士業務の停止の処分を受けた者に係る税理士証票の返還については、なお従前の例による。

10 旧法第四十条第二項ただし書の許可に係る税理士業務を行なうための事務所は、施行日から三年以内に閉鎖しなければならぬ。

11 当分の間、国税庁長官は、当該地域の納税義務者の数に比して当該地域内に税理士事務所を有する税理士の数が著しく不足しているとき、その他特に必要があると認めるときは、新法第四十条第三項の規定にかかわらず、大蔵省令で定めるところにより、税理士事務所を増設を許可することができる。

12 国税庁長官は、前項の許可に係る税理士事務所について、当該許可をした理由がなくなつたと認められた場合には、これを取り消すものとする。

13 旧法第四十二条に規定する公務員で施行日前に旧法第二十一条第一項の規定による登録申請書の提出をしたものが税理士となつた場合における税理士業務の制限については、なお従前の例による。

14 施行日前に旧法第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による懲戒処分を受けた者に係る当該処分の公告については、なお従前の例による。

15 税理士会及び日本税理士会連合会は、この法律の公布の日以後経過なく、それぞれその会則の変更

につき必要な手続を行なわなければならない。

16 施行日において税理士会に入会している者は、同日以後経過なく、その税理士証票に新法第四十九条の八第一項に規定する表示を受けなければならない。

17 旧法附則第三十項の規定による税理士試験に合格した者については、これを新法第三条第一項第一号の規定に当該する者で同項ただし書に規定する要件をみたしたものとみなして、新法の規定を適用する。

18 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

19 税理士法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中「なお」を「当分の間」に改める。

20 介理士法（大正十年法律第百号）の一部を次のように改正する。
第五条第三号中「第四十六条第一項」を「第四十六条」に改める。

21 大蔵省設置法の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項の表中

中央酒類審議会	中央酒類審議会
大蔵大臣の諮問に応じて、酒類の生産、供給及び価格に関する重要な事項について調査審議し、並びに国税庁長官の諮問に応じて、酒類の級別について調査審議すること。	大蔵大臣の諮問に応じて、酒類の生産、供給及び価格に関する重要な事項について調査審議し、並びに国税庁長官の諮問に応じて、酒類の級別について調査審議すること。
税理士懲戒審査会	税理士懲戒審査会
国税庁長官の諮問に応じて、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による税理士に対する懲戒処分に関し審査すること。	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による税理士に対する懲戒処分に関し審査すること。
税理士試験委員	税理士試験委員
税理士試験を行うこと。	税理士試験を行うこと。
税理士試験審査会	税理士試験審査会
税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による税理士の試験及び税理士となる資格の認定を行なうこと。	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による税理士の試験及び税理士となる資格の認定を行なうこと。

理由

税理士制度の運営の実情にかんがみ、税理士試験制度の改善合理化及び税理士業務の範囲の拡充を行なうとともに、税理士となる資格、税理士の権利義務及び懲戒手続等につき所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山田中君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔山中貞則君登壇〕

○山中貞則君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、公認会計士特例試験等に関する法律案について申し上げます。この法律案は、職業会計人制度の整備合理化に資するため、現在経過的に残されている旧税理士制度を廃止するとともに、計理士及び計理士登録延期者で試験によつて公認会計士の資格要件を具備すると認められる者に対しては、公認会計士に登用する道を開き、また現行の公認会計士試験第三次試験

の実施状況等に顧み、これに口述試験を追加する等の措置を講じようとするものでありまして、その概要は次のとおりであります。

まず第一に、現在経過的に認められている計理士制度は、昭和四十二年三月三十一日をもって廃止することにしたしております。

第二に、計理士制度の廃止に伴いまして、昭和三十九年七月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間、五回を限り、公認会計士特別試験を次の要領により実施することとし、その合格者には、公認会計士の資格を与えることにいたしております。

すなわち、公認会計士特別試験を受けることができる者は、大蔵省に備える計理士名簿に登録を受けている計理士及び計理士名簿への登録を受ける資格を有する計理士登録延期者に限定することとし、その試験科目としては、公認会計士となるのに必要な専門的知識及びその応用能力を有するかどうかを判定するために、会計監査、会計実務及び商法の三科目について筆記試験を行なうこととしたし、また、合格者を決定する場合におきましては、計理士の職にあった年数をしんしゃくすることができるようにならしてあります。

なお、計理士制度廃止の期限及び特別試験の期限である昭和四十二年三月三十一日については、問題の経緯等にかんがみ、これを厳守することにしたしております。

第三に、昭和三十九年四月一日現在において、計理士名簿に登録を受けた計理士業務を主として営む者に対しては、税理士試験委員の認定を受けること

とを条件として税理士の資格を付与することにいたしております。

第四に、公認会計士第三次試験は、現在、財務に関する監査、分析その他の実務について筆記の方法により行なわれているのでありますが、実務補習、業務補助等の成果がよりよく反映するようにするため、これに口述試験を追加することにいたしております。

本案につきましては、公認会計士協会の長辻貞君及び全日本計理士会会長平木信二君より、参考人としての意見を聴取する等、慎重審議をいたしました。

おもなる論議の内容は、公認会計士制度の沿革、実情、改善方法、試験制度、公認会計士の報酬、国際的信用度等の問題でありましたが、その詳細は会議録に譲ることとして省略いたします。

かくして、本案につきましては、検討の結果、去る十六日、自民党本村委員より三派共同による修正案が提案いたされました。

修正の内容は、第一に、公認会計士第三次試験及び特別試験に、一般的識見を判定するため、論文の試験を追加すること、第二に、第三次試験の口述試験は、筆記試験において政令で定める基準以上の成績を得た者について行なうこと、また、筆記試験において前述の基準を越える政令で定める基準以上の成績を得た者は、その申請により、その後行なわれる四回の筆記試験を免除すること、第三に、特別試験の試験委員の定員を一名増加して八名以内とすること、第四に、税理士資格の認定申請書の提出期限を昭和三十九年九月三十日に改めることとあります。

次いで質疑を終了し、討論に入りましたが、武蔵委員は日本社会党を代表して、また、竹本委員は民主社会党を代表して、それぞれ修正案並びに修正部分を除く原案に対して賛成である旨の討論をなされました。続いて、修正案並びに修正部分を除く原案につき採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって可決となり、よって本案は修正議決されました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもって三派共同の附帯決議を付することに決しました。

附帯決議の内容は、

一 公認会計士特別試験の実施措置は、計理士制度を廃止して職業会計人制度の整備統一を図ることを目的とすることにかんがみ、政府は、計理士制度の廃止、特別試験の実施期限が延長されることにならぬよう最善の努力をつくすべきである。

二 政府は、公認会計士試験第二次試験合格者が履修しなければならぬ実務補習等の成果がさらにあるよう積極的に配慮すべきである。

次に、税理士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、現行税理士制度制定後十数年間に於ける社会経済情勢の進展並びに税制及び税務行政の推移等にかんがみ、これらの諸情勢に即応した税理士制度を確立するため、おおむね税制調査会の答申に基づいて現行制度を改正しようとするものでありまして、その内容は主要次のとおりであります。

まず第一に、税理士業務の対象となる税目の範囲を、登録税等特例外的なものを除き、広く国税及び地方税の全部に拡大するとともに、納税者の作成した申告書に対する税理士の審査証明の制度を設け、これによって税理士の専門的な意見を記載した書面が添付された申告書について、税務官公署が更正しようとするときは、あらかじめ当該税理士の意見を聞かなければならぬことにするほか、財務書類の作成、財務に関する相談等の会計事務を、新たに税理士の付随業務として行なうことができることにする等、税理士の業務範囲の拡大をはかることにいたしております。

なお、税理士の独占業務に属すべき税理士業務の範囲について、現行規定に明確な欠点がありますので、当該規定を整備し、その明確化をはかることにいたしております。

第二に、税理士となる資格について、根本的な改正をはかることにいたしております。

まず、現行の試験制度は、科目別合格制、一部科目免除制等、制度が複雑になっているほか、受験者数がきわめて多いこともあって、試験も暗記力テストに片寄りやすく、実務能力を強く要請される税理士の資格を判定する制度としては、必ずしも適当でない面がありますので、他の立法例をも参考と

して、試験を、一般的教養を判定するための予備試験と、専門的知識及びその応用能力を判定するための本試験とに分け、さらに本試験につきましては、基礎的な素養についての短答式試験を行なった後、その合格者について、実務応用問題についての論文式試

験を行なうことにする等、試験制度の合理化をはかることにいたしております。

なお、この試験制度の改正は、昭和四十年から実施することにいたしておりますが、従来の試験による一部科目の合格者等に対する既得権を尊重するとともに、この試験制度の改正により受験者に与える影響を緩和するため、一部科目合格者に対しては予備試験を免除するほか、五年間を限り本試験の試験科目のうちすでに合格した科目に相当する科目を免除する等、所要の経過措置を講ずることにいたしております。

次に、税理士の業務が、税務官公署との税務折衝を中心とした専門実務家としての業務であることにかんがみ、わが国の他の職業専門家に關する立法例や外国の税理士制度等にならい、通常の試験合格者のほか、十分に税務実務の経験に富んだ者にも税理士の資格を与えることにいたしております。

すなわち、税務官公署における国税事務にもつぱら従事した期間が二十年以上、または地方税事務にもつぱら従事した期間が二十五年以上になる者であつて、かつ、その間五年以上当該事務につき管理、監督する地位にあった者に対しては、税理士試験審査会の行なう筆記に関する実務を主とした口頭試験を経て、税理士の資格を付与することにいたしております。

第三に、弁護士資格において税理士業務を行なういわゆる通知弁護士に對し、税理士会への入会の道を開くことにするほか、税理士の報酬の自主的決定、税理士に対する統一的研修制度の導入、会員に対する税理士会の監督

者で、昭和四十年一月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に法律学、財政学又は商学に属する科目に関する研究により学位を授与されたものについて、同項中「予備試験」とあるのは「予備試験で当該学位を授与された日後に行なわれるもの」と、「昭和四十四年十二月三十一日まで」とあるのは「当該学位を授与された日の翌日から昭和四十四年十二月三十一日まで」と、当該試験科目のうち旧法第七條又は第八條の規定により旧税理士試験につき試験の免除を受けることができるものについては、その申請により、試験を免除する」とあるのは、法律学又は財政学に属する科目に関する研究により学位を授与された者については当該試験科目のうち旧法第六條第一号に規定する税法に属する科目の試験を、商学に属する科目に関する研究により学位を授与された者については当該試験科目のうち同条第二号に規定する会計学に属する科目の試験を、その申請により、それぞれ免除する」と読み替えるものとする。

○議長(船田中君) 日程第二につき討論の通告があります。これを許します。平林剛君。

〔平林剛君登壇〕

○平林剛君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま上程されました税理士法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行なわんとするものであります。

まず、この法律案の第一の問題は、大蔵官僚がその特権的地位を利用して、税理士の弱体化をはかり、官僚制を強化して、国民から税金を取りやすい徴税下請機関としてとめようとする危険思想が底流となつておることである。

一昨年、世論の強い反響の中で、ナチ・ドイツの租税調整法に範をとった国税通則法の成立をはかり、機動的な徴税行政を強化した政府は、最近の社会情勢と税制の著しい推移を理由として、現行の税理士制度を根本的に改めるため、税制調査会の答申という形式を踏んで、この法律案を提案してきたのであります。しかし、税制調査会における税理士制度特別部会は、初めから一部大蔵官僚の意を受けた元大蔵省主税局長、元国税局長などの委員構成で固められ、答申案の作成も、国税庁次長をはじめ大蔵官僚の部長クラスによつてまとめられたものであります。その中心的思想は、従順にして、税務行政に協力する税理士を大量に生産し、税務当局に都合のよい税理士制度をつくり、徴税権力に對抗して納税者たる国民の権利を擁護する税理士は懲戒権の拡大強化によつて押えつける官僚独善の立法にあつたのであります。(拍手)

このため、税理士の資質の向上と試験制度の改善という大義名分に名をかき、勤続二十年以上の管理職にある税務職員にほとんど無試験同様の措置により税理士の資格を与えようとする横すべり特権をおくめんとし、盛り返り、とかく批判の強い古手官僚の民間産業への天下りのように、税理士業界にだれだれと入らせておるのであります。これは厳正公平たるべき国家試験の権威をくずし、勤労のかたわら

営々として受験準備を進めつつある数万人の税理士志望者に深刻な失望を与え、かつ、税理士を大蔵当局の下請機関化する結果となるであろうことは、火を見るより明らかであります。(拍手)かくして、税理士の資質向上とは単なる擬装の口実となり、これを容認せんか、税理士制度の将来に大きな禍根を残すことになるのであります。

しかるに、一部大蔵官僚の特権意識は、これを税理士の実務应用能力の反映と独断的解釈を下し、これを国税職員に待遇改善と宣伝するに至りまして、言語道断、本末転倒もはなはだしきと思ふのであります。(拍手)しかるに、多数一般の国税職員に対しては、賃上げによる待遇改善、生活に不安を与える配置転換に関する諸要求をおかきりして、一部の管理職員に功利的恩恵を与えることは、誤れる成績主義を助長し、職制権力にへつらう暗黒の職場をつくり上げる巧妙な労務政策と断定せざるを得ません。

第二の問題点は、税理士に対する懲戒処分について改正を加え、国税庁長の効力は裁判所における判決を待たず即日発生し、一方的に税理士業務を剝奪しようとしている点であります。税務行政はまさに検察行政に象徴する危険をはらんでおるのであります。

税理士法第一条には、納税義務者の信頼にこたえ、また、納税義務を適正に実現するためとして、中正な立場を税理士に押しつけておきながら、他方で懲戒権を強化拡大することは、そぐでなくとも、疑わしきは課税するのが

税法であるとうそふいて取りてしやまんの徴税権力に、税理士は恐怖観念から徴税官庁の走狗におちいり、ひいては正当な納税者の権利擁護の使命すら侵害されるであろうことは、単なる杞憂にすぎないでありません。

現に、税務当局による法権力の乱用は、中小企業二社の税務訴訟に端を発した、いわゆる飯塚税理士事件に見られるように、一たび当局の忌諱に触れば、権力をかさにきた、まさに犯罪捜査を上回る強権的調査で、処分権の行使どころか、その存在さえも事実上抹殺しようとする狂行をおこなつて、すでに大蔵委員会においてわが党平岡、横山両議員により鋭く追及されてきたところであります。

また、今回の税理士法改正案に関する批判記事が、税理士会の機関紙に掲載されるや、その記事は国税庁長官のげきりんに触れて、税理士会は、その記事取り消しと謝罪文の掲載、投稿者の氏名通告を要求され、その上税理士会長は長官のもとに謝罪にくるよう恫喝されて、弾圧を加えられているなど、すでに国税庁の横暴ぶりは目に余るものがあるのであります。

このように権力を掌中におさめた一握りの官僚が、今回の法律改正によつて、法衣のものとよいを露骨にし、権力行政に拍車をかけるであろうことは、私どもの看過し得ざるところであります。そもそも税理士制度の本質は、税理士が税務行政の補助としてではなく、あくまでも納税者たる国民の代理制度として、その委任契約に基づき徴税当局と相対峙し、納税者の信頼にこたえて税法に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する道義を

高めるよう努力する立場にあるのであります。中正の立場という表現にきわめてあまいで、実情に沿わないのであります。西洋のことわざに、「なんじ、柔弱な味方より、真剣に刃向かう敵を愛せ」といふことがあります。徴税権力に弱い中小企業法人の権益を擁護する税の専門家集団であり、徴税当局にとってよきライバルである税理士制度の正しい発展こそ、わが国の税務行政の姿勢を正す有効な措置であり、これに反する法律改正は、どのような一部修正案にせよ、また、飾りつけの附帯決議があつても、税理士制度の本質を誤るものとして、国家百年の大計から断じて賛成することはできません。(拍手)

第三の問題点は、この法律改正の緊急性に対する疑問と、関係各界との調整を必要とする点であります。御承知のように、わが国の税理士制度は、昭和十七年の税務代理士法の制定から幾多の変遷を経て今日に及んでおるのであります。理論的にも行政的にも、暫定的性格を持ち、また、税理士業務の明確化、業務範囲、税理士の自主権など、多くの検討課題が山積しております。なお十分な検討と調整をはかることが必要であると思ふのであります。

現に、この法律案をめぐる日本税理士会連合会をはじめ、関係各方面、政府与党の中にさへ、これほど激しい批判の強い法律案はありません。もし、この法改正がわが国の税理士制度の正しい発展と円満な運営を願ふものであるとしたら、この激しい不満と反対の動きを何と理解すべきでございませうか。すなわち反国民的な徴税強

昭和三十九年六月十九日 衆議院會議録第三十八号 公認會計士特例試験等に関する法律案外一案 近畿圏整備法の一部を改正する法律案外一案

化の布石として、税理士界の官僚支配を背景とした一部特権官僚のねらいがそこに隠されているから、この法律をめぐる混乱があると見なければならぬ。私は、その出発点から、一握りの大蔵官僚の私的立法に振り回されておる天下の政党、その特権意識に目をつぶる議会政治を考えますとき、国会の権威と議会政治に対する信頼のためにも、税理士法改正案に対する慎重な審議を強調するものであります。(拍手)

しかるに、六月十七日午後八時三十分、本法律案が多く質疑者を残したまま、大蔵委員長が質疑打ち切り、採決の挙に至りました経緯は、まことに大局を忘れた愚かなる結果といわなければなりません。(拍手)

大抵、今国会における池田内閣は、誤れる情勢判断に基づいて日韓会議の成立にあせり、ILO条約批准は、総裁公選をめぐる党内情勢によって、公党の信義を忘れて進まず、何もしない内閣などという党内ゆきふり論に、せつかつく看板である低姿勢をこんなところで爆発させるとは、議會審議を政治家のメンツと党利党略に供しているとの批判を免れることができないと思ふのであります。(拍手)今日、重要法案の多くが各委員会において軒並みたなざらしにあるのは、信義を守らずその日暮らしの政府の責任でありまして、私は、税理士法改正案の強行突破の非を国民とともに追及するとともに、その猛反省を促すものであります。

以上、私は、税理士法改正案の誤りを指摘しましたが、政府・与党におきましても、議員の良識にかけて、この法律案に再検討の機会を持つよう強く

要望いたしましたして、反対討論を終るものであります。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたしました。

本法案の委員長の報告は修正であり、本法案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本法案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日税第二につき採決いたしました。

本法案の委員長の報告は修正であり、本法案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本法案は委員長報告のとおり決しました。

日程第三 近畿圏整備法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

道路法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第三は、委員会の審査を省略し、本案とともに、内閣提出、道路法の一部を改正する法律案を追加して両案を一括議題となし、委員長の趣旨弁明及び報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第三、近畿圏整備法の一部を改正する法律案、道路法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

近畿圏整備法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十九年六月十七日

提出者 建設委員長 丹羽喬四郎

近畿圏整備法の一部を改正する法律案

近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「(保安区域)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 保安区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

近畿圏における文化財等の存する地域の実情に照らし、保安区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十九年五月十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

道路法の一部を改正する法律案

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「二級国道等」を「一般国道等」に改める。

第三条第二号を次のように改める。

二 一般国道

第三条第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二章の章名中「二級国道等」を「一般国道等」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

(一)一般国道の意義及びその路線の指定

第五条 第三条第二号の一般国道(以下「国道」という。)とは、高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号の一に該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。

一 国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地(北海道の支庁所在地を含む。)その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市(以下「重要都市」という。)を連絡する道路

二 重要都市又は人口十万人以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路

三 二以上の市を連絡して高速自動車国道又は第一号に規定する国道に達する道路

四 港湾法(昭和二十五年法律第百十八号)第四十二条第二項に規定する特定重要港湾若しくは同法附則第五項に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路

五 国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路

2 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

第六条 削除

第七條第一項中「第四号」を「第三号」に、「二級国道、二級国道」を「一般国道」に改める。

第八條第一項中「第五号」を「第四号」に改める。

第十一條第一項を削り、同条第二項中「二級国道」を「国道」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十二條(見出しを含む。)中「二級国道」を「国道」に改める。

第十三條を削り、第十二條の二(見出しを含む。)中「二級国道」を「国道」に改める。

道」に改め、同条を第十三条とする。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十七条第一項中「一級国道及び二級国道の管理（一級国道の管理又は二級国道の新設、改築若しくは災害復旧に関する工事に係る管理で、建設大臣が行うものを除く。）は、

第十二条、第十二条の二第一項、第十三条第一項及び第十四条第一項の規定にかかわらず」とを「国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県知事が行なうべきものは、これらの規定にかかわらず」とに改め、同条第二項中「第十三条第一項及び第十四条第一項」を「第十二条ただし書及び第十三条第一項」に、「二級国道の管理（建設大臣が行う二級国道の新設、改築又は災害復旧に関する工事に係るものを除く。）を」を「国道の管理でこれらの規定により当該都道府県知事が行なうべきもの」に改める。

第十八条第一項中「第十二条の二第一項若しくは第三項又は第十三条を」第十三条第一項若しくは第三項又は第十五条に、「指定区間内の一級国道を」指定区間内の国道に、「その他の一級国道又は二級国道を」その他の一級国道又は二級国道を「指定区間外の国道又は二級国道を」指定区間外の国道に改める。

第十九条第一項及び第二十条第一項中「第十二条の二第一項及び第三項並びに第十四条を」第十三条第一項及び第三項並びに第十五条に改める。

第二十四条中「第十二条の二第三項、第十三条第二項（第十四条第二項）」を「第十三条第二項（第十四条第二項）」に改める。

昭和三十九年六月十九日 衆議院会議録第三十八号 近畿圏整備法の一部を改正する法律案外一案

項において準用する場合を含む。若しくは第三項（第十四条第三項）において準用する場合を含む。」を「第十三条第三項」に改める。

第二十七条第一項を次のように改める。

建設大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の国道の新設若しくは改築を行なう場合は第十三条第三項の規定により指定区間外の国道の災害復旧に関する工事をし、指定区間内においては、政令で定めるところにより、道路管理者に代わつてその権限を行なうものとする。

第二十九条中「その他の状況」の下に「及び当該道路の交通状況」を加え、「安全なものである」ともに、安全かつに改める。

第三十条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

第三十一条第一項中「一級国道又は二級国道を」国道に改める。

第三十九条第一項中「指定区間内の一級国道を」指定区間内の国道に、「その他の一級国道又は二級国道を」指定区間外の国道に改め、同条第二項中「一級国道を」国道に改める。

第四十条第一項中「一級国道を」国道に改める。

第四十一条の二第一項中「及び一級国道を」を削る。

第四十九条中「指定区間内の一級国道を」指定区間内の国道に、「その

他の一級国道又は二級国道を」指定区間外の国道」に改める。

第五十条の見出し及び同条第一項中「一級国道を」国道に改め、同条第二項中「一級国道の維持、修繕その他の管理を」国道の維持、修繕その他の管理に、「指定区間内の一級国道を」指定区間内の国道に、「その他の一級国道を」指定区間外の国道に、「第十二条の二第二項を」第十三条第二項に改め、同条第三項及び第四項中「一級国道を」国道に改める。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条 削除

第五十二条第一項中「前三条」を「第四十九条又は第五十条」に改める。

第五十三条第一項中「一級国道若しくは二級国道を」国道に、「指定区間内の一級国道を」指定区間内の国道に、「第五十条第一項、第二項若しくは第三項又は第五十一条を」第五十条第一項から第三項までに改め、同条第二項中「一級国道又は二級国道を」国道に改め、「又は第五十一条第一項を削り、第五十条第三項（第五十一条第二項において準用する場合を含む。）を」同条第三項に、「これらの規定を」当該規定に改める。

第五十四条第一項及び第五十五条第一項中「第四十九条から第五十一条まで」を「第四十九条又は第五十条」に改める。

第五十六条中「一級国道（指定区間内の一級国道を除く。）若しくは二級

国道を」指定区間外の国道」に改める。

国道を」指定区間外の国道」に改める。

第六十一条第二項中「一級国道を」国道に改める。

第六十四条中「第十二条の二第二項を」第十三条第二項に、「二級国道を」国道に改める。

第七十一条第四項中「第四十七条を」第四十七条第三項に改め、同条第五項中「自動車専用道路の」を削り、「道路監視員に」の下に「第四十七

七条第二項又は」を加える。

第七十三条第一項中「指定区間内の一級国道を」指定区間内の国道に、「その他の一級国道又は二級国道を」指定区間外の国道に改め、同条第二項中「一級国道を」国道に改める。

第七十四条第二項中「一級国道（指定区間内の一級国道を除く。）又は二級国道を」国道に改める。

第七十五条第一項中「一級国道、二級国道を」国道に改める。

第七十九条第一項中「一級国道若しくは二級国道を」国道に改める。

第八十条第一項中「二十人」を「二十五人」に改める。

第八十五条第一項及び第三項並びに第九十条第一項中「一級国道又は二級国道を」国道に改める。

第九十六条中「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第八十条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の道路法（以下「改正前の法」という。）の規定による一級国道又は二級国道は、この法律による改正後の道路法（以下「改正後の法」という。）の規定による一級国道となる。

3 建設大臣は、改正後の法第十二条の規定にかかわらず、当分の間、一級国道（この法律の施行の際改正前の法の規定による一級国道であつたものを除く。）の新設又は改築でその行なうべきものを、当該新設又は改築に係る一級国道の部分の存する都道府県又は指定市を統轄する都道府県知事又は指定市の長に行なわせることができる。この場合においては、道路法第十七条第三項の規定を準用する。

（建設省設置法の一部改正）

4 建設省設置法（昭和二十三年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項の表道路審議会の項中「一級国道若しくは二級国道」を「一般国道」に改める。

（道路の修繕に関する法律の一部改正）

5 道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「一級国道及び二級国道を」一般国道に改める。

第二条第一項中「第十二条の二第一項又は第十四条第一項」を「第

○議長(船田中君) 委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。建設委員理事服部安司君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔服部安司君登壇〕

○服部安司君 たいま議題となりました二法案について申し上げます。まず、近畿圏整備法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近畿圏整備法が昨年七月に制定され、またその法律に基づく関連二法案が、本国会において衆議院を通過いたしましたことは、御承知のとおりであります。これらの法律及び法律案は、いずれも近畿圏を一体とし、秩序ある発展をはかりとするものであることは、申すまでもありません。

しかしながら、そのいずれの法律案においても、近畿圏の特性の一つである京都府及び奈良県等の保全区域の措置については、区域指定のみに終わり、何らの措置も講ぜられておりませんことは、わが国を代表する文化財及び観光資源等の保全に対し、強く不安を感じるとともに、せつかつ近畿圏内の秩序ある発展に不均衡を生ずるおそれがあるため、特に本法律案を提出いたしました次第でございます。

次に、本法律案の内容について申し上げますと、近畿圏整備法の第十四条

に一項を加えて、保全区域の整備に關し特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとするものとしたのであります。

以上が本法律案の趣旨並びにその内容であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、道路法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近におけるわが国経済の進展に伴い、道路における長距離輸送需要の増大は著しく、この傾向は幹線道路において特に顕著になるものと推定されるのであります。

したがって、この際、総合的な計画に基づき、全国的な幹線道路網の整備をはかるため、従来の一級国道及び二級国道の区別を廃止して、これを一般国道として統合し、建設大臣の管理責任を強化するとともに、近時における道路交通事故の激増にかんがみ、交通安全施設に関する規定を整備しようとするなどがそのおもな改正点であります。

本案は、去る五月十五日日本委員会に付託、同二十二日提案理由の説明を聴取、自來、地方行政委員会との連合審査を行なうなど、慎重に審査を進めたのであります。その質疑の詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、今十九日、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、国道の負担区分に関する三党共同提案による附帯決議が附されまして、その内容は会議録に譲ることといたします。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

次に、道路法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であり、また、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 私立学校振興会法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(船田中君) 日程第四、私立学校振興会法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

私立学校振興会法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月三十一日

参議院議長 重宗 雄三

私立学校振興会法等の一部を改正する法律

第一条 私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第一号中「学校法人」の下に「又は私立学校法第六十四條第四項の法人」を、「私立学校」の下に「又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の各種学校(学校教育法第八十三條第一項に規定する各種学校をいう。以下あつて政令で定めるものを加える)」を加える。

第二十六條中「学校法人を含む。」及び「当該学校法人」の下に「又は私立学校法第六十四條第四項の法人」を加える。

十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二條中「二分の一」を「二分の二」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。文教委員長久野忠治君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔久野忠治君登壇〕

○久野忠治君 たいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の趣旨は、第一に、私立学校振興会の資金の貸し付け対象の範囲を拡大して、職業に必要な技術の教授を目的とする私立各種学校で学校法人または準学校法人の設置するもののうち政令で定めるものを新たに加えようとすること、第二に、私立大学の研究設備の購入費に対する国の補助率を二分の一以内から三分の二以内に改めようとするのであります。

本案は、去る三月三十一日参議院から本院に送付され、同日本委員会に付託、四月一日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。去る六月十二日には、私立学校振興会理事長岡田孝平

昭和三十三年六月十九日 衆議院會議録第三十八号 總理府設置法等の一部を改正する法律案

君は関係者二名を参考人として招致し、本案に対する意見を聴取するなど慎重に審議を行ないましたが、その詳細は會議録によりごらん願いたいと存じます。

かくて、六月十七日、本案に対する質疑を終了し、討論の通告がないため、直ちに採決に入り、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 總理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第五、總理府設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

總理府設置法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年二月十一日
内閣總理大臣 池田 勇人

總理府設置法等の一部を改正する法律

(總理府設置法の一部改正)

第一条 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九條」を「第九條の二」に改める。

第三條第一号中「恩給、統計及び榮典」を「榮典、恩給及び統計」に改める。

第四條第十四号中「授与する」を「伝達する」に改め、同条中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する關係行政機關の施策及び事務の総合調整を行なうこと。

第五條第一項中「三局」を「五局」

に、「恩給局」「統計局」「特別地域連絡局」を「賞勳局」「統計局」「特別地域青少年

域連絡局」に改め、同条第二項中「大臣官房に、賞勳部を置き、」を削る。

第六條第一項中第十七号から第二十号までを削り、第二十一号を

第十七号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(賞勳局の事務)

第六條の二 賞勳局においては、左

の事務をつかさどる。

一 榮典制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。

二 勲位、勲章に關すること。

三 褒章に關すること。

四 記章その他の賞件に關すること。

五 外國の勲章、記章の受領及び着用に關すること。

第二章第一節中第九條の次に次の一条を加える。

(青少年局の事務)

第九條の二 青少年局においては、左の事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に關する基本的かつ総合的な施策の樹立に關すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に關する關係行政機關の施策及び事務の総合調整に關すること。

三 前各号に掲げるものの外、青少年の指導、育成、保護及び矯正に關する事務のうち、他の行政機關の所掌に属しないものを企画し、立案し、及び実施すること。

第十五條第一項の表産業災害防止対策審議會の項中「内閣總理大臣」の下に「又は關係各大臣」を加え、同表中港灣労働等対策審議會の項、交通

基本問題調査会の項及び補助金等合理化審議會の項を削り、中小企業政策審議會の項の次に次のように加える。

在外財産問題 審議會	内閣總理大臣の諮問に應じて在外財産問題に關する重要事項を調査審議すること。
住民台帳制度 合理化調査会	内閣總理大臣の諮問に應じて市町村(特別区を含む)における住民に關する台帳に關する諸制度を合理化するための基本的事項を調査審議すること。

第二十三條中「三千八百三十六人」を「三千九百八十三人」に改める。

附則第四項を次のように改める。

4 第十五條第一項の表に掲げる附屬機關のうち、産業災害防止対策審議會及び住民台帳制度合理化調査会は、昭和四十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第五項を削り、附則第六項中「当分の間」を「昭和三十九年九月三十日までの間は」に改め、「及び前項を削り、「二十人」を「三十人」に改め、同項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とする。

(青少年問題協議會設置法の一部改正)

第二條 青少年問題協議會設置法(昭和二十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

中央協議會は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に關する基本的かつ総合的な施策の樹立のために必要な重要事項を調査審議すること。

第五條 中央協議會の職務は、總理府青少年局において処理する。

第六條第一項中「第二條第一項に規定する」を「左の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に關する総合的施策の樹立のために必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に關する総合的施策の適切な実施を期するために必要な關係行政機關相互の連絡調整を図ること。

第八条中「第二条第一項に規定する事項に關し、」を削る。

(科学技術會議設置法の一部改正)
第三条 科学技術會議設置法(昭和三十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(諮問等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 會議は、必要があると認めるときは、前項の諮問に対し答申を行なつた後においても、当該諮問があつた事項に關し、さらに内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

第三条の見出しを「(答申等の尊重)」に改め、同条中「前条」を「前条第一項」に改め、「答申」の下に「又は同条第二項の意見の申出」を加える。

(宮内庁法の一部改正)

第四条 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表中「一、一九二二人」を「一、一九四二人」に、「二、二二四人」を「二、二二六二人」に改める。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第五条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「十七人」を「十八人」に、同条第三項第二号中「六

人」を「七人」に改める。

第十条中「千六百六十四人」を「千六百六十七人」に改める。

(北海道開発法の一部改正)

第六条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「一万一千七百二十七人」を「一万一千七百六十八人」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第七条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「五局」を「六局」に、

「調整局」を「國民生活局」に改める。

第六条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第七条中第六号から第七号の二までを削り、第八号を第六号とし、同条第九号中「総合調整に關すること」の下に「(他局の所掌に屬するものを除く。)」を加え、同

号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

(國民生活局の事務)
第七条の二 國民生活局において

は、次の事務をつかさどる。

一 國民の合理的な生活水準及び生活構造の策定並びに國民生活の安定及び向上に關する基本的な經濟政策及び計画の

企画立案及び総合調整に關すること。

二 一般消費者の保護、生活環境の整備その他國民の日常生活の改善に關する基本的な經濟政策及び計画の総合調整に關すること。

三 物価に關する基本的な政策の企画立案及び総合調整に關すること。

四 長期經濟計画に關する關係行政機關の國民生活の安定及び向上並びに物価に關する重要な政策及び計画の実施に關する総合調整に關すること。

五 國民生活研究所に關すること。

第十二条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第十四条第一項の表中地域經濟問題調査会の項を削る。

第十五条中「五百七十八人」を「六百一人」に改める。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第八条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第六号中「国立防災科学技術センター」の下に「及び宇宙開発推進本部」を加える。

第十六条中「国立防災科学技術センター」を「国立防災科学技術セ

ンター」に改める。

第二十条第四項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 内閣総理大臣は、国立防災科学技術センターの事務を分掌させるため、所要の地に国立防災科学技術センターの支所を設けることができる。

第二十条の次に次の一条を加える。

(宇宙開発推進本部)
第二十条の二 宇宙開発推進本部は、宇宙の利用を総合的かつ効率的に推進するため次に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 特に開発する必要があるロケット及び人工衛星(これらに裝備し、又はとう載する機器を含む。以下同じ。)であつて、關係行政機關が重複して開発することが、多額の經費を要するため、適当でないと認められるものを開発するため必要な設計及び試作を行なうこと。

二 前号の試作に係るロケット及び人工衛星の打上げ及び追跡を行なうこと。

三 第一号の設計及び試作並びに前号の打上げ及び追跡に附

帶する研究及び試験を自ら又は委託して行なうこと。

2 宇宙開発推進本部は、東京都に置く。

3 宇宙開発推進本部の内部組織は、總理府令で定める。

第二十四条中「千七百五人」を「千八百十四人」に改める。

(内閣法の一部改正)

第九条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「七十一人」を「七十九人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、第八条中科学技術庁設置法第七条の二及び第十六条の改正規定並びに同法第二十条の次に一條を加える改正規定は、昭和三十一年七月一日から施行する。

(自治省設置法の一部改正)

2 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第五号の四の次に次の一号を加える。

五の五 住民合議制度合理化調査会の庶務に關すること。

(国家公務員法の一部改正)

昭和三十三年六月十九日 衆議院會議録第三十八号 總理府設置法等の一部を改正する法律案

3 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第...号)の一部を次のように改正する。

附則第四條中「第十九号」を「第二十号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に、「第十八号」を「第十九号」に、「三局」を「五局」に、「四局」を「六局」に改め、「大臣官房に賞勲部を」とを削り、「第六條の次」を「第六條の二の次」に、「第六條の二」を「第六條の三」に、「三千八百三十六人」を「四千四百二十一人」を、「三千九百八十三人」を「四千八百八十九人」に改め、「附則第五項中「三千八百三十六人」を「四千四百二十一人」に「三千九百六十一人」を「四千六百六十七人」に改める。」を削る。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長徳安實藏君。

「報告書は本号末尾に掲載」

「徳安實藏君登壇」

○徳安實藏君 ただいま議題となりました總理府設置法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、機構の改正及び定員増加等につき、總理府、經濟企画庁、科学技術庁、行政管理庁、青少年問題協議会、科学技術協議会の各設置法、宮内庁法、北海道開発法及び内閣法その他関係法律をそれぞれ改正しようとするものであります。

理由
總理府本府に、内部部局として賞勲局及び青少年局を、附屬機關として在外財産問題協議会及び住民台帳制度合理化調査会を設置し、産業災害防止対策協議会の設置期限を延長し、科学技術協議会は、諮問に対する答申後も諮問事項に関し意見を申し出ることができることとし、經濟企画庁に内部部局として国民生活局を、科学技術庁に附屬機關として宇宙開発推進本部を設置し、国立防災科学技術センターに支所を設けること

査会の答申を待つて検討することが適當であるとして、これを取りやめ、同和对策審議会の存置期間を一年延長すること等を内容とする自民、社会、民社三党共同提案にかかる修正案が提出せられ、山内委員から趣旨説明の後、内閣の意見を聴取いたしましたところ、院議として決定せられる以上、これを尊重する旨の意見の表明があり、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、辻委員外二名より、自民、社会、民社三党共同提案にかかる「憲法第七條に規定せられた栄典の授与に当つては広く国民各界各層の意見を反映せしめる等適切な措置を講じ、もつて栄典制度が公正に行なわれるよう努むべきである。」との附帯

第一條のうち、總理府設置法第五條第一項の改正に関する部分中「五局」を「四局」に、統計局を「恩給局」に、特別地域連絡局を「恩給局」に改める。

第一條のうち、總理府設置法第二條第一節中第九條の次に一條を加える改正に関する部分を削る。

第一條のうち、總理府設置法第二十三條の改正に関する部分中「三千九百八十三人」を「三千九百七十四人」に改める。

第二條を削り、第三條を第二條と改める。

決議案が提出せられ、これまた全会一致をもって議決いたしました。詳細は會議録によつて御承知願ひたいと思ひます。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

【参照】
總理府設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)
總理府設置法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一條中總理府設置法目次の改正に関する部分を削り、同法第四條の改正に関する部分を次のように改める。

第四條第十四号中「授与する」を「伝達する」に改める。

し、同條の次に次の一條を加える。
(同和对策審議会設置法の一部改正)
第三條 同和对策審議会設置法(昭和三十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
附則第三項中「四年」を「五年」に改める。

改める。

第七條中經濟企画庁設置法第五條及び第七條の改正に関する部分、同法第七條の次に一條を加える改正に関する部分並びに同法第十二條の改正に関する部分を削り、同法第十五條の改正に関する部分中「六百人」を「五百八十八人」に改める。
附則第一項中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。
附則第三項中「第十九号」を「第二十二号」に、「第十八号」を「第十九号」に、「を削り」、「五局」を「四局」に、「六局」を「五局」に、「三千九百八十三人」を「三千九百七十四人」に、「四千八百八十九人」を「四千六百六十七人」に改め、同項を附則第五項とし、附則第二項を附則第四項とし、附則第一項の次に次の二項を加える。
2 第一條中總理府設置法第二十三條の改正規定及び同法附則第六項の改正規定(「二十人」を「三人」に改める部分に限る)、第五條中行政管理庁設置法第十條の改正規定並びに第八條中科学技術庁設置法第二十四條の改正規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。
(産業災害防止対策協議会の設置)
3 産業災害防止対策協議会は、この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く)の施行の日になつたに置かれるものとする。

本修正の結果、必要とする経費は、約百三十五万円の見込みである。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十九年四月二十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 次の各号に掲げる要件を備える商工組合は、その地区内において中小企業者以外の者(会社及び個人に限る。以下同じ。)が大規模な資格事業の開始又は資格事業の大規模な拡大をすることが、急速に第一項第四号に掲げる事態を生じさせ、又は現に生じている同号に掲げる事態を悪化させ、その地区内において資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼすおそれがあるときは、期間を定めて、当該中小企業者以外の者とその者が資格事業の開始若しくは拡大を停止し又はその計画を変更すべき旨の契約(以下「特殊契約」という。)を締結することができる。

一 全国及びその地区内における資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。

二 その地区内において資格事業を営む中小企業者の三分の二以上が組合員となつていないこと。

第二十八条の見出し中「の認可」を削る。

第二十九条の見出しを削る。

第三十条の見出しを削り、同条の次に次の三条を加える。

(特殊契約)
第三十条の二 第十七条第五項の特種契約は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十八条の見出し中「の認可」を削る。

第二十九条の見出しを削る。

第三十条の見出しを削り、同条の次に次の三条を加える。

(特殊契約)
第三十条の二 第十七条第五項の特種契約は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請に係る特殊契約又はその変更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 第十七条第五項に掲げる事態を放置するときは国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあることと認められる場合に締結するものであること。

二 第十七条第五項に掲げる事態に対処してその商工組合の地区内において資格事業を営む中小企業者が経営の合理化又は事業の転換を円滑に行なうため必要の最少限度をこえないこと。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

3 第一項の特種契約については、第二十条から第二十二条までの規定を準用する。この場合において、第二十一条中「第十九条第一項各号(合理化事業に係る調整規程については、同項第三号又は第四号。以下第九十条第四項において同じ。)」とあるのは、「第三十条

の二第二項各号」と読み替へるものとする。

第三十条の三 中小企業者以外の者は、第十七条第五項各号に掲げる要件を備える商工組合の代表者(その商工組合が会員となつていない商工組合連合会の代表者を含む。)が、政令で定めるところにより、同項の特種契約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

2 商工組合の代表者は、前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る特殊契約の内容及びその申出の相手方につき総会の承認を得なければならない。

3 前項の承認の議決については、第二十三条第二項の規定を準用する。

第三十条の四 前条第一項の交渉の当事者の双方又は一方は、当該交渉ができないとき又は特殊契約の内容につき協議がととのわなるときは、主務大臣に対し、そのあつせん又は調停を申請することができる。

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、すみやかにあつせん又は調停を行なうものとする。

3 主務大臣は、前項の規定により調停を行なう場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができる。

4 主務大臣は、第二項のあつせん又は調停を行なうとするとともに、中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会に諮問しなければならない。

第三十三条中「第五項まで」を「第六項まで」、「第三十条まで」を「第三十条の四まで」、「第二十八条第一項」を「同条第五項中「商工組合」とあるのは「商工組合連合会(第十七条第五項の事業を行なうべきことを定款に定めない商工組合のみを会員とするものに限る。)」と、同項第一号中「全国及びその地区内」とあるのは「全国(商店街組合を会員とする商工組合連合会にあつては、全国及びその商工組合連合会の地区内)」と、同項第二号中「組合員」とあるのは「会員たる商工組合の組合員」と、第二十八条第一項」に改める。

第七十六條に次の一項を加える。

2 安定審議会の専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

第八十一条第二項中「第三十条の下に」又は「第三十条の四第二項(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。)」を、「勧告」の下に「又はあつせん若しくは調停」を加える。

第八十二条中「組合協約」の下に「及び特殊契約」を加える。

第八十三条に次の一項を加える。

2 専門の事項を調査させるため、中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会(以下「調停審議会」と総称する。)に、専門委員を置くことができる。

第八十四条中「中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会」

は、中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会に諮問しなければならない。

昭和三十三年六月十九日 衆議院會議録第三十八号 中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案 林業基本法案

議会(以下「調停審議会」と総称する。)を「調停審議会」に、「及び委員」を、「委員及び専門委員」に改める。

第八十五条に次の一項を加える。

2 調停審議会の専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

第八十六条中「及び委員」を、「委員及び専門委員」に改める。

第八十七条の次に次の一条を加える。

第八十七條の二 調停審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第八十九條第一項中「総合調整規程又は」を「総合調整規程」に改め、「組合規約」の下に「又は第三十條の二第一項(第三十三條において準用する場合を含む。の認可を受けた特殊契約)を加え、同項第二号中「又はを」第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む。又はは総合調整規程を「総合調整規程又は特殊契約」に改める。

第九十條第二項中「若しくは第三十二條を」第三十條の二第一項(第三十三條において準用する場合を含む。若しくは第三十三條を」第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む。又はは第三十三條」に改め、同条第四項中

「又は組合が第二十八條第一項」を「組合が第二十八條第一項」に「認めるときは」を「認めるとき、又は組合が第三十條の二第一項(第三十三條において準用する場合を含む。の認可を受けた特殊契約の内容が第三十條の二第二項各号(第三十三條において準用する場合を含む。に適合するものでなくなつたと認めるときは」に、「又は第三十三條を」第三十條の二第三項(第三十三條において準用する場合を含む。又は第三十三條」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「及び合理化事業」を、「合理化事業及び特殊契約」に改める。

理 由

中小企業者の事業活動の機会の適正な確保に資するため、商工組合等が資格事業を開始し又は拡大しようとする中小企業者以外の者とその者が資格事業の開始若しくは拡大を停止し又はその計画を変更すべき旨の契約を締結することができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。商工委員会理事始岡伊平君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔始岡伊平君登壇〕

○始岡伊平君 ただいま議題となりました中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。本案は、大企業の進出に対処して、必要な事業活動の調整を行なつて、中

小企業の事業活動の機会の適切な確保をはかるうとするものでありまして、その内容の第一は、一定の要件を備えた商工組合は、大企業の進出によつて中小企業の経営に重大な悪影響を及ぼすおそれがあるときは、その大企業との間に特殊契約を締結することができ

ることとする、第二は、特殊契約は主務大臣の認可制とし、その特殊契約は特許法の適用除外とすること、第三は、特殊契約の相手方である大企業は、商工組合から契約を締結するため交渉の申し出があつたときは、その交渉に応じなければならないこと、第四は、交渉の当事者は、主務大臣に対し、交渉についてのあつせんまたは調停を申請することができることとし、主務大臣は、中小企業調停審議会に諮問して、あつせんまたは調停を行なうものとすること、第五は、中小企業調停審議会に専門員を置くこと。

以上であります。

本案は、去る四月二十三日商工委員会に付託され、翌二十四日通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、六月十日より質疑に入り、慎重に審議をいたしました。六月十七日に至り質疑を終了し、十九日、採決の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、修正の要旨は、特殊契約の締結の要件等について整備したことであり

以上をもつて報告を終わります。

(拍手)

〔参照〕

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(委員修正)

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十七條第五項の改正規定中「重大な」を「著しい」に改める。

第三十條の二第二項第一号の改正規定中「著しい」を削り、同項第二号の改正規定中「又は事業の転換」を削り、「最少限度」を「限度」に改める。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であり、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

林業基本法案(内閣提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、林業基本法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

林業基本法案(内閣提出)を議題といたします。

林業基本法案

右
国会に提出する。

昭和三十九年四月二日

内閣総理大臣 池田 勇人

林業基本法

目次

- 第一章 総則(第一条 第八条)
- 第二章 林業生産の増進及び林業構造の改善(第九条 第十四条)
- 第三章 林産物の需給及び価格の安定等(第十五条 第十六条)
- 第四章 林業従事者(第十七条 第十八条)
- 第五章 林業行政機関及び林業団体(第十九条 第二十条)
- 第六章 林政審議会(第二十一条 第二十六条)

附則

- 第一章 総則
- (法律の目的)
- 第一条 この法律は、林業及びそのにない手としての林業従事者が国民経済において果たすべき重要な

使命にかんがみ、国民経済の成長発展と社会生活の進歩向上に即応して、林業の発展と林業従事者の地位の向上を図り、あわせて国土の保全に寄与するため、林業に関する政策の目標を明らかにし、その目標の達成に資するための基本的な施策を示すことを目的とする。

(政策の目標)

第二条 国の林業に関する政策の目標は、国民経済の成長発展と社会生活の進歩向上に即応して、林業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、林業生産の増大を期するとともに、他産業との格差が是正されるように林業の生産性を向上することを旨として林業の安定的な発展を図り、あわせて林業従事者の所得を増大してその経済的社会的地位の向上に資することにあるものとする。

(国の施策)

第三条 国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 林産物の需要の動向に即するよう、林業生産を振換する等林野の林業利用の高度化を図ること。

二 林業経営の規模等により類型的に区分される経営形態の差異を考慮して、林地の集団化、機械化、小規模林業経営の規模の拡大その他林地保有の合理化及び林業経営の近代化(以下「林業構造の改善」と総称する。)を図ること。

三 林業技術の向上を図ること。

四 林産物の需給及び価格の安定並びに流通及び加工の合理化を図ること。

五 近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するにふさわしい者の養成及び確保を図ること。

六 林業労働に従事する者の養成、確保及び福祉の向上を図ること。

七 前項の施策は、地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して講ずるものとする。

八 国有林野の管理及び経営の事業(以下「国有林野の管理及び経営の事業」と略す)に当たっては、国有林野の管理及び経営の事業について、その企業性の確保に必要な考慮を払いつつ、その適切な運営を通じて当該施策の遂行に資し、とくに、国有林野を重要な林産物の持続的供給源としてその需給及び価格の安定に貢献させるとともに、奥地未開発林野の開発等を促進して林業生産の増大に寄与するほか、国有林野の所在する地域における林業構造の改善に資するため積極的にその活用を図るようとするものとする。

九 前項の場合において、国土の保全その他公益的機能を有する国有林野については、その機能が確保されるよう努めるものとし、その所在する地域における農業構造の改善のためその他産業の振興又は住民の福祉の向上のため用いる

ことを必要かつ相当とする国有林野については、これらの目的のため積極的に活用が図られるよう努めるものとする。

(地方公共団体の施策)

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、第三条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

七 政府は、第三条第一項の施策を講ずるに当たっては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならない。

(林業従事者等の努力の助長)

第八条 国及び地方公共団体は、第三条第一項及び第五条の施策を講ずるに当たっては、林業従事者又は林業に関する団体がする自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

(林業の動向に関する年次報告等)

第九条 政府は、毎年、国会に、林業の動向及び政府が林業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

十 政府は、毎年、前項の報告に係る林業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

十一 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するに、林政審議会の意見をきかなければならない。

第二章 林業生産の増進及び林業構造の改善

(林産物の需給等に関する長期の見通し)

第九条 政府は、重要な林産物の需要及び供給並びに森林資源の状況に関する長期の見通しをたて、これを公表しなければならない。

十 政府は、重要な林産物の需給事情その他の経済事情、森林資源の状況等の変動により必要があるときは、前項の長期の見通しを改定するものとする。

十一 政府は、第一項の長期の見通しをたて、又はこれを改定するには、林政審議会の意見をきかなければならない。

(林業生産に関する施策)

第十二条 国は、林野の林業利用の高度化を図るため、前条第一項の長期の見通しを参照して、林道の開設その他林業生産の基盤の整備及び開発、優良種苗の確保、樹種、林相等の改良、機械の導入等必要な施策を講ずるものとする。

十三 国は、災害によつて林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずるものとする。

(林業経営の健全な発展)

第十四条 国は、林業経営を近代化してその健全な発展を図るため、経営形態の整備、合理的な経営方法の導入、資本装備の増大等必要な施策を講ずるとともに、小規模林業経営の規模の拡大に資する方

策として、林地の取得の円滑化、分収造林の促進、国有林野についての部分林の設定の推進、入会権に係る林野についての権利関係の近代化等必要な施策を講ずるものとする。

(協業の助長)

第十二条 国は、林業生産の合理化を図つて林業経営の発展に資するため、生産行程についての協業を助長する方策として、森林組合等による森林の施業又は経営の共同事業の発達改善等必要な施策を講ずるものとする。

(林業技術の向上)

第十三条 国は、林業技術の向上を図るため、技術の研究及び開発の推進、その成果の普及等必要な施策を講ずるものとする。

(林業構造改善事業の助成等)

第十四条 国は、小規模林業経営の規模の拡大その他林業経営の基盤の整備及び拡充、近代的な林業施設の導入等林業構造の改善に關し必要な事業が総合的に行なわれるように指導及び助成を行なう等必要な施策を講ずるものである。

第三章 林産物の需給及び価格の安定等

(林産物の需給及び価格に關する施策)

第十五条 国は、重要な林産物について、需給及び価格の安定を図るため、素材生産の円滑化、出荷の調整等必要な施策を講ずるほか、外国産の木材について輸入の適正円滑化等必要な施策を講ずるものとする。

(林産物の流通及び加工に關する施策)

第十六条 国は、林産物の流通及び加工の合理化を図るため、森林組合、中小企業等協同組合等が行なう林産物の販売、購買又は加工に關する事業の発達改善、林産物取引の近代化等必要な施策を講ずるものとする。

第四章 林業従事者

(教育の事業の充実等)

第十七条 国は、近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわしい者の養成及び確保を図るため、教育、研究及び普及の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(林業労働に關する施策)

第十八条 国は、林業労働に従事する者の養成、確保及び福祉の向上を図るため、職業訓練の事業の充実、就業の安定化、社会保障の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

第五章 林業行政機関及び林業団体

(林業行政に關する組織の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、第三条第一項及び第五条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

(林業団体の整備)

第二十条 国は、林業の発展及び林業従事者の地位の向上を図ることができるよう、林業に關する団

体の整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第六章 林政審議会

(設置)

第二十一条 總理府に、附屬機関として、林政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第二十二条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じ、この法律の施行に關する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し内閣總理大臣又は關係各大臣に意見を述べることができ

(組織)

第二十三条 審議会は、委員十五人以内組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから、内閣總理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第二十四条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、關係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第二十五条 審議会の庶務は、林野庁林政部において処理する。

(委任規定)

第二十六条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条第三項、第九条第三項、第六章及び次項の規定

定並びに附則第三項中森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六十八条、第六十九条及び第七十一条を改める部分の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

農政審議会

農政審議会	農業基本法(昭和三十一年法律第百二十七号)の規定によりその権限に属せられた事項を行なうこと。
林政審議会	林業基本法(昭和三十一年法律第百二十七号)の規定によりその権限に属せられた事項を行なうこと。

に改める。

3 森林法の一部を次のように改正する。

第四條の見出し中「林産物の需給等」に關する長期の見通し及び「を削り、同条第一項中「重要な林産物の需給及び供給並びに森林資源の状況に關する長期の見通しをたて、これに即し」を「林業基本法(昭和三十一年法律第百二十七号)第九條第一項の長期の見通しに即し」に改め、同条第三項中「第一項の長期の見通し又は」を削り、同条第四項中「第一項の長期の見通し若しくは」を削り、「これら」を「これ」に改め、「全国森林計画に係るときにあつては」を削り、同条第五項中「第一項の長期の見通し若しくは」を削り、「これら」を「これ」に改め、「全国森林計画に係るときにあつては」を削り、同条第六項中「第一項の長期の見通し若しくは」を削り、「これら」を「これ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「及び臨時委員」を削り、同項を同条第五項とする。

第六十八條第二項中「森林に關する重要事項について、」を「この法律又は他の法令の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、この法律の施行に關する重要事項について」に改め、同条第三項中「森林に關する重要事項」を「前項に規定する事項」に改める。

第六十九條第二項を削り、同条第三項第一号中「十七人」を「十三人」に改め、同項第二号中「十八人」を「七人」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第三項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「及び臨時委員」を削り、同項を同条第五項とする。

第七十一条第一項中「第六十九
条第三項第一号」を「第六十九条第
二項第一号」に改める。

4 この法律の施行の際現にたてら
れている改正前の森林法第四十条第
一項の長期の見通しは、第九条第
一項の規定により最初に同項の長
期の見通しがたてられるまでの間
は、改正後の同法第四十条の規定の
適用については、同条第一項に規
定する林業基本法第九条第一項の
長期の見通しとみなす。

理 由

林業及びそのにない手としての林
業従事者が国民経済において果たす
べき重要な使命にかんがみ、最近に
おける林業の動向及びこれを取りま
く条件の変化を考慮して、林業の発展
と林業従事者の地位の向上を図るた
め、林業の向うべき新たなみちを明
らかにし、林業に関する政策の目標
を示す必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求
めます。農林水産委員長高見三郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔高見三郎君登壇〕

○高見三郎君 ただいま議題となりま
した内閣提出、林業基本法案につい
て、農林水産委員会における審査の

経過並びに結果を御報告申し上げま
す。

林業の生産基盤としての森林は、国
土の保全等公益的機能を持ち、治山
治水事業の推進がはかられておりま
すが、一方、林業は、木材供給構造の
変化、山村からの労働力の流出等、諸
情勢の著しい変化に直面し、これに対
応して経済政策としての林業政策の確
立が緊要の問題となっております。

林業の生産の増大と生産性の向上
を目途に、林業を産業として確立し、
その安定的な発展をはかり、林業従事
者の所得の増大を期するため、本案が
提出されたのであります。

本案のおもな内容は、第一に、国は
林業の生産の増大と生産性の向上を
目途としてその安定的な発展をはか
り、林業従事者の所得増大による経済
的社会的地位の向上に資する政策の目
標を明らかにしたこと、さらに、国
は、林野の林業の利用の高度化、林業
構造の改善、林業技術の向上、林産物
の需給及び価格の安定、林業をになう
林業経営担当者、技術者の養成確保、
林業労働従事者の養成確保と福祉向上
について総合的施策を講ずること、第
二に、国有林野事業については、事業
の企業性確保に考慮を払いつつ、その
適切な運営を通じて重要な林産物の需
給及び価格の安定並びに林業生産の
増大に寄与し、林業構造の改善のため
積極的活用をはかること、この場合、

国土の保全その他公益的機能の確保と
ともに、農業構造の改善その他産業の
振興または住民の福祉向上のためにも
同様にとらるること、第三に、政府
は、毎年、国会に、林業の動向及び国
が林業に関して講じた施策に関する報
告並びにその報告にかかる林業の動向
を考慮して講じようとする施策を明ら
かにした文書を提出しなければならな
いこと、第四に、政府は、第一の施策
を実施するために必要な法制上、財政
上、金融上の措置を講ずること、第五
に、総理府に林政審議会を置き、この
法律の施行に関する重要事項を調査審
議すること等でありました。

本案は、四月二日提出され、委員会
におきましては、四月十六日政府から
提案理由及び補足説明を聴取した後、
川保清君外十二名提出の森林基本法
案、稲富稔人君外一名提出の林業基本
法案とともに一括議題に供し、五月二
十二日以降六月十九日まで審議を行
ない、その間、委員会として、地方及
び中央の各参考人から意見を聴取する
等慎重審議を重ね、六月十九日、一切
の質疑を終了いたしましたところ、自
由民主党、日本社会党及び民主社会党
三党共同提案により、森林資源の確保
と国土保全等、公益機能の確保を関係
条文に明記するほか、森林所有者等の
林地の高度利用の責務に関する規定の
新設、その他林業労働に従事する者に
関する規定を整備する等の修正案が提

出され、採決の結果、本案は全会一致
をもって修正議決すべきものと決した
次第であります。

なお、本案に対し、自民、社会、民
社三党共同提案により、政府は、森林
資源の維持、開発の施策としての林道
網の整備拡充と造林の推進について
は、国庫負担及び補助率の引き上げ、貸
し付け条件の改善並びに予算及び融資
の飛躍的増大等、特段の措置を講ずる
こと等七項目にわたる附帯決議を付す
ることに決しましたことを申し添えま
す。

以上、報告を終わります。(拍手)

〔参照〕

林業基本法案に対する修正案(委員
会修正)

林業基本法案の一部を次のように
修正する。

目次中「第八条」を「第九条」に、
「第九条」第十四条を「第十条」第
十五條に、「第十五条」第十六條を
「第十六条」第十七條に、「第十
七条」第十八條を「第十八条」第十
九條に、「第十九条」第二十條を
「第二十条」第二十一條に、「第二
十一条」第二十六條を「第二十二
条」第二十七條に改める。

第一条中「国土の保全に寄与する
ため」を「森林資源の確保及び国土の
保全のために改める。

第三条第一項第六号中「養成、確
保及び福祉の向上」を「福祉の向上、
養成及び確保」に改め、同条第二項
中「前項の施策は、」の下に「国土の
保全その他森林の有する公益的機能
の確保及び」を加える。

第二十六條を第二十七條とし、第
二十九條から第二十五條までを一条す
つ繰り下げ、第十八條中「養成、確
保及び福祉の向上を図るため、職業
訓練の事業の充実、就業の安定化、
社会保障の拡充を、福祉の向上、養
成及び確保を図るため、就業の促
進、雇用安定、労働条件の改善、社
会保障の拡充、職業訓練の事業の充
実」に改め、同条を第十九條とする。

第十七條を第十八條とし、第十三
條から第十六條までを一条すつ繰り
下げ、第十二條の見出し及び同条中
「助長を促進」に改め、同条を第十
三條とする。

第十一條を第十二條とし、第十條
第一項中「長期の見通し」を「基本計
画及び長期の見通し」に、「林相等
の改良」を「又は林相の改良等の造林
の推進」に改め、同条を第十一條と
する。

第九条の見出しを「森林資源に関
する基本計画及び林産物の需給に関
する長期の見通し」に改め、同条第一
項中「重要な林産物の需給及び供給
並びに森林資源の状況」を「森林資源
に関する基本計画並びに重要な林産

昭和三十三年六月十九日 衆議院會議第三十八号 林業基本法案 公職選挙法の一部を改正する法律案

○議長(船田中君) 採決いたします。

二項中「重要な林産物の需給事情その他の経済事情、森林資源の状況」を「森林資源の状況、重要な林産物の需給事情その他の経済事情」に、「長期の見通し」を「基本計画及び長期の見通し」に改め、同条第三項中「長期の見通し」を「基本計画及び長期の見通し」に改め、同条を第十條とする。

第八條を第九條とし、第七條の次に次の一條を加える。
(林野の所有者等の責務)
第八條 林野の所有者又は林野を使用収益する権原を有する者は、その林野が、農業上の利用その他林業の用以外の適切な用途に供される場合を除くほか、林業の生産基盤として効率的に利用されるよう努めなければならない。
附則第一項ただし書中「第八條第三項、第九條第三項」を「第九條第三項、第十條第三項」に改める。

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)
○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○議長(船田中君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)を議題といたします。

附則第四項中「第九條第一項の規定により最初に同項の長期の見通し」を「第十條第一項の規定により最初に同項の基本計画及び長期の見通し」に、「第九條第一項の長期の見通し」を「第十條第一項の基本計画及び長期の見通し」に改める。

国会に提出する。

昭和三十三年三月二十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

公職選挙法の一部を改正する法律案(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則中第七項を第十一項とし、第六項を第十項とし、第五項を第六項とし、同項の次に次の三項を加える。

7 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる各選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄の数とする。

東京都	
第一区	六人
第二区	五人
第三区	四人
第四区	五人
第五区	六人
第六区	八人
神奈川県	
第一区	五人
愛知県	
第一区	六人

大阪府	
第一区	六人
第二区	五人
第五区	四人
兵庫県	
第一区	四人

8 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域(大島郡三島村及び十島村の区域を除く)をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。

9 前項の選挙区において行なわれる衆議院議員の選挙に關しこの法律の規定を適用しがたい事項については、政令で特別の定めをすることが出来る。

附則中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 衆議院議員の定数は、第四條第一項の規定にかかわらず、当分の間、四百八十六人とする。

附則
1 この法律は、次の総選挙から施行する。

2 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

和二十八法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。
第三條を次のように改める。
第三條 削除

理由

選挙制度審議会の答申の趣旨に基づき、差しあたり衆議院議員の総定数及び各選挙区において選挙すべき定数については是正を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長小泉純也君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔小泉純也君登壇〕

○小泉純也君 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、公職選挙法改正に關する調査特別委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本案は、選挙制度審議会の答申に基づき、さしあたり衆議院議員の総定数及び各選挙区において選挙すべき定数については是正を行なうとするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一に、衆議院議員の選挙区において選挙すべき議員数について改正することとしたしております。申し上げるまでもなく、現状におきましては、衆議院議員の選挙区別の人口と議員の定数との間には、各選挙区間において相当の不均衡が見られ、その上下の差は三倍以上となっておりますので、不均衡の特に著しい選挙区については是正することとしたしております。すなわち、十二選挙区について、当分の間十九名増員しようとするものであります。この改正の基準は、地域性を考慮して、各選挙区における議員一人当たりの人口が、全国平均議員一人当たりの平均人口を基準として上下おおむね七万人の幅のうちにござるようにするという、さきの答申の考え方に基づくものであります。これにより、選挙区別一人当たりの人口の最高と最低の開きは二倍程度となり、この結果、現在の定数の不均衡が是正されるものとしておるのであります。

第二に、この是正に伴い、衆議院議員の総定数四百六十六人を、奄美群島地域に配当されている定数一人と合わせて、当分の間、暫定措置として四百八十六人とすることとしたしております。

なお、この法律は次の総選挙から施行することとしたしております。

以上が本案のおもな内容であります。

本案は、三月二十六日日本特別委員会に付託され、三月三十一日政府より提案理由の説明を聴取し、質疑を重ねてまいったのであります。この間、特に内閣総理大臣、自治大臣等の出席を求め、本案審議の慎重を期した次第であります。四月二十二日、さらに本案の慎重なる審議をするため、小委員五名よりなる選挙区に関する小委員会を設置いたしました。同小委員会は、数次にわたって慎重審査を続け、特に最後まで問題となった東京都第六区については、荒川放水路を中心としてヘリコプターによる現地視察を行なうなど、審議を尽くしてまいったのであります。本日本委員会におきまして青木小委員長より同小委員会の報告を聴取した次第であります。これら詳細につきましても会議録に譲ります。

続いて、自由民主党、日本社会党共同提案にかかる修正案が提出され、青木正君より趣旨の説明がありました。その要旨を簡単に申し上げますと、本法案中六人区、八人区につきましまして、次のとおり分割することとしたしております。

すなわち、東京都のうち、千代田区、港区及び新宿区をもって東京都第一区とし、議員数は三人。中央区、文京区及び台東区をもって東京都第八区とし、議員数は三人。豊島区及び練馬区をもって東京都第五区とし、議員数は三人。墨田区、江東区及び荒川区をもって東京都第六区とし、議員数は四人。足立区、葛飾区及び江戸川区をもって東京都第十区とし、議員数は四人。名古屋市のうち、千種区、東区、北区、西区、中村区、中区及び守山区をもって愛知県第一区とし、議員数は三人。昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区及び緑区をもって愛知県第六区とし、議員数は三人。現行大阪府第一区のうち、西区、港区、大正区、浪速区、住吉区及び西成区をもって大阪府第一区とし、議員数は三人。天王寺区、南区、生野区、阿倍野区及び東住吉区をもって大阪府第六区とし、議員数は三人に改めようとするものであります。

引き続いて、討論に入り、民主社会党山下榮二君より、選挙区の分割については、第三者たるべき審議会において行なうものであるとの観点から、議院において分割する修正案には反対、政府原案に賛成の旨の意見が述べられ、採決の結果、自由民主党、日本社会党共同提案の修正案どおり賛成多数をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

とし、議員数は三人。豊島区及び練馬区をもって東京都第五区とし、議員数は三人。北区及び板橋区をもって東京都第九区とし、議員数は三人。墨田区、江東区及び荒川区をもって東京都第六区とし、議員数は四人。足立区、葛飾区及び江戸川区をもって東京都第十区とし、議員数は四人。名古屋市のうち、千種区、東区、北区、西区、中村区、中区及び守山区をもって愛知県第一区とし、議員数は三人。昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区及び緑区をもって愛知県第六区とし、議員数は三人。現行大阪府第一区のうち、西区、港区、大正区、浪速区、住吉区及び西成区をもって大阪府第一区とし、議員数は三人。天王寺区、南区、生野区、阿倍野区及び東住吉区をもって大阪府第六区とし、議員数は三人に改めようとするものであります。

引き続いて、討論に入り、民主社会党山下榮二君より、選挙区の分割については、第三者たるべき審議会において行なうものであるとの観点から、議院において分割する修正案には反対、政府原案に賛成の旨の意見が述べられ、採決の結果、自由民主党、日本社会党共同提案の修正案どおり賛成多数をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付すべしとの動議が自由民主党、日本社会

党及び民主社会党より提出され、畑和君より趣旨の説明がなされました。

附帯決議

今回の定数改正は選挙制度審議会の答申により昭和三十三年国勢調査の人口を基準にしているため、四年を経過した今日においては、東京都第六区を始め、既に多くの人口と議員

定数のアンバランスを生じている。よつて政府は、次期国勢調査の結果に基づき、更に合理的改訂を検討すべきである。

右附帯決議は全会一致可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第五項から第七項までの改正に関する部分中「第十一項」を「第十二項」に、「第十項」を「第十一項」に、「次の三項」を「次の四項」に改め、附則第七項の改正規定を次のように改める。

7 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる選挙区は、それぞれ当該下欄に掲げる選挙区に分割し、当該選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

東京都						東京都					
第一区						第一区					
千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区
三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人
第五区						第五区					
豊島区	板橋区	練馬区	北區	練馬区	練馬区	豊島区	板橋区	練馬区	北區	練馬区	練馬区
三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人	三人
第六区						第六区					
墨田区	江東区	荒川区	足立区	葛飾区	江戸川区	墨田区	江東区	荒川区	足立区	葛飾区	江戸川区
四人	四人	四人	四人	四人	四人	四人	四人	四人	四人	四人	四人
第十区						第十区					
江東区	葛飾区	江戸川区	足立区	葛飾区	江戸川区	江東区	葛飾区	江戸川区	足立区	葛飾区	江戸川区
四人	四人	四人	四人	四人	四人	四人	四人	四人	四人	四人	四人

昭和三十九年六月十九日 衆議院會議録第三十八号 公職選挙法の一部を改正する法律案 即詔を省略した議長の報告

二二六

愛知県

第一区 名古屋市

愛知県

第一区 守山中村
第二区 西北東
第三区 北東
第四区 東
第五区 東
第六区 東

第六区 緑南港中熱瑞昭
川田穂和
区區區區區區

大阪府

第一区

西大港西
天王寺
南正
浪速
生野
阿倍野
住吉
東住吉
西成
区區區區區區

大阪府

第一区 西大港西
天王寺
南正
浪速
生野
阿倍野
住吉
東住吉
西成
区區區區區區

第六区 東住吉
西成
区區區區區區

附則第九項の改正規定を附則第十項とし、附則第八項の改正規定を附則第九項とし、附則第七項の改正規定の次に次の一項を加える。

8 別表第一の規定にかかわらず、

当分の間、次の表の上欄に掲げる各選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

東京都	五人
第二区	五人
第三区	五人
第四区	五人

○議長(船田中君) 採決いたします。本案の委員長報告は修正であり、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。午後六時八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
大蔵大臣 田中 角榮君
文部大臣 灘尾 弘吉君
厚生大臣 小林 武治君
農林大臣 赤城 宗徳君
通商産業大臣 福田 一君
運輸大臣 綾部健太郎君
自治大臣 赤澤 正道君
出席政府委員
内閣法制局長官 林 修三君
総理府総務長官 野田 武夫君
気象庁長官 島山 久高君
建設政務次官 鶴田 宗一君

○明詔を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
母子福祉法
電波法の一部を改正する法律
大規模な公有水面の埋立てに伴う村

の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律

(要求書受領)

一、去る十六日、内閣から、電波監理審議会委員に金子鋭君及び杉村章三郎君を任命したので、電波法第九十九条の第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、日本電信電話公社経営委員会委員に大和田健二君及び谷口孟君を任命したので、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る十六日、本院は電波監理審議会委員に金子鋭君及び杉村章三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は日本電信電話公社経営委員会委員に大和田健二君及び谷口孟君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法

学校教育法の一部を改正する法律
農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律

(常任委員辞任)

一、去る十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

西ヶ久保重光君 山田 長司君
神近 市子君 八木 昇君

大蔵委員

野原 覺君 松平 忠久君
小林 進君 横山 利秋君

文教委員

前田榮之助君 高田 富之君
社会労働委員

高田 富之君

五島 虎雄君

五島 虎雄君

通信委員

片島 港君

野原 覺君

予算委員

五島 虎雄君

内閣委員

受田 新吉君

外務委員

田原 春次君

大蔵委員

宇都宮徳馬君

福田 繁芳君

浦野 幸男君

森下 元晴君

文教委員

鈴木 一君

受田 新吉君

社会労働委員 浦野 幸男君 福田 繁芳君 農林水産委員 栗林 三郎君 森 義視君 商工委員 森 義視君 栗林 三郎君 決算委員 森本 靖君 野原 覺君 (常任委員補欠選任) 一、去る十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 八木 昇君 神近 市子君 山田 長司君 西ヶ久保重光君 大蔵委員 小林 進君 横山 利秋君 野原 覺君 松平 忠久君 文教委員 高田 富之君 前田榮之助君 社会労働委員 堀 昌雄君 五島 虎雄君 山田 耻目君 高田 富之君 商工委員 通信委員 松平 忠久君 野原 覺君 柳田 秀一君 片島 港君 予算委員 山田 耻目君 五島 虎雄君 一、去る十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 鈴木 一君 受田 新吉君	外務委員 川崎 寛治君 田原 春次君 大蔵委員 渡 徹郎君 森下 元晴君 浦野 幸男君 横山 利秋君 福田 繁芳君 宇都宮徳馬君 押谷 富三君 野原 覺君 文教委員 受田 新吉君 鈴木 一君 社会労働委員 福田 繁芳君 浦野 幸男君 農林水産委員 森 義視君 栗林 三郎君 商工委員 栗林 三郎君 森 義視君 決算委員 野原 覺君 森本 靖君 (特別委員補欠選任) 一、去る十六日、議長において、次の通り特別委員の補欠を許可した。 災害対策特別委員 一、去る十七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を許可した。 災害対策特別委員 ト部 政巳君 久保田 豊君 田口 誠治君 原 茂君 石田 宥全君 華山 親義君 松浦 定義君 渡邊 良夫君 国際労働条約第八十七号等特別委員 (特別委員補欠選任) 一、去る十六日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 災害対策特別委員 松田 鐵蔵君	一、去る十七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 災害対策特別委員 石田 宥全君 松浦 定義君 華山 親義君 山口丈太郎君 ト部 政巳君 田口 誠治君 久保田 豊君 国際労働条約第八十七号等特別委員 (議案提出) 一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。 芸術文化振興に関する決議案(中會根康弘君外十七名提出) 沖繩における自治権の拡大並びに沖繩、小笠原の施政権返還に関する決議案(今澄勇君提出) 沖繩の施政権返還決議の実施に関する決議案(横路節雄君外三名提出) 一、去る十七日、委員長から提出した議案は次の通りである。 近畿國整備法の一部を改正する法律案(建設委員長提出) 一、昨十八日、議員から提出した議案は次の通りである。 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(野田卯一君外三十名提出) (条約送付) 一、去る十六日、参議院に送付した条約は次の通りである。 千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めるの件	(議案送付) 一、去る十六日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。 東海北陸自動車道建設法案 一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案 建設省設置法の一部を改正する法律案 一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 近畿國整備法の一部を改正する法律案(建設委員長提出) (議案通知) 一、去る十六日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。 母子福祉法案 一、去る十六日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。 電波法の一部を改正する法律案 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案	(議案通知書受領) 一、去る十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法案 学校教育法の一部を改正する法律案 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案 公認会計士特例試験等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書 一 議案の要旨及び目的 財務書類の監査又は証明を業として行なう者に関する制度の整備に資するため、次の改正を行なう。 1 計理士法廃止後も計理士の名称を用いて計理士業務を営むことができることとなつてゐる現在の制度を昭和四十二年三月三十一日限り廃止する。 2 公認会計士特例試験を、昭和三十九年七月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に、五回を限り行ない、大蔵省に備える計理士名簿に登録を受けている者又は当該計理士名簿への登録を受ける資格を有する者はこの試験を受けることができる。
--	--	--	--	---

3 昭和三十九年四月一日において、大蔵省に備える計理士名簿に登録を受け、計理士の名称を用いて、計理士業務を主として営んでいる者で政令で定める要件をみたす者に対しては、税理士の資格を付与する。

4 現行の公認会計士第三次試験の方法を実情に即して整備するため、第三次試験に実務補習及び業務補助又は実務従事の成果が反映されるよう口述試験を追加する。

二 議案の修正議決理由

投資家保護の徹底と開放体制への移行に伴う企業経理の一層の健全化が望まれているとき、財務書類の監査証明に当たる者の社会的地位と監査水準の全般的向上を図るため、本案は職業会計人制度の整備合理化に資する適切な措置と認めるが、なお、次の諸点につき修正することが適当であると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

修正の要旨は、

- 1 第三次試験及び特例試験に論文の試験を追加する。
- 2 第三次試験の口述試験は、筆記試験において政令で定める基準以上の成績を得た者について行ない、また、筆記試験において前述の基準をこえる政令で

定める基準以上の成績を得た者は、その申請により、その後行なわれる四回の筆記試験を免除することとする。

3 特例試験の試験委員の定数を一名増加し、八名以内とする。

4 税理士資格の認定申請書の提出期限は、昭和三十九年九月三十日とする。

なお、本法律案に対しては、別紙の附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十九年六月十七日

大蔵委員長 山中 貞則

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

（小字及び一は修正）

（試験科目）

第四条 公認会計士特例試験は、公認会計士となるのに必要な高等の専門的学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、会計監査、会計実務（税に関する実務を含む。）及び商法（〇及び論文）について、筆記の方法により行なう。

（試験委員）

第九条 公認会計士審査会に、公認会計士特例試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、臨時に、試験委員七人以内を置く。

2 試験委員は、公認会計士特例試験を行なうについて必要な学識経験を有する者のうちから、試験の執行ごとに、公認会計士審査会の推薦に基づき、大蔵大臣が任命し、その試験が終了ときは退任する。

（税理士となる資格の付与）

第十二条 昭和三十九年四月一日において、大蔵省に備える計理士名簿に登録を受け、かつ、計理士の名称を用いて、主として旧計理士法（昭和二年法律第三十二号）第一条に規定する業務を営んでいる者のうち、政令で定める要件に該当することにつき、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十三条に規定する税理士試験委員の認定を受けたものは、同法第三条の規定にかかわらず、税理士となる資格を取得するものとする。

2 前項の認定を受けようとする者は、昭和三十九年七月三十一日までに、大蔵省令で定めるところにより、認定申請書を税理士試験委員に提出しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の認定に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則

（公認会計士法の一部改正）

第二条 公認会計士法の一部を次のように改正する。

第六條及び第八條第一項中「これを」と「筆記の方法により」に改める。

第十條中「〇これを」と「〇筆記及び口述の方法により」に改め、同条に次の二項を加える。

2 口述試験は、次条の規定により実務補習を受け、及び第二条第一項の業務について公認会計士を補助し、又は財務に關する実務に従事することにより修得される技能の程度の判定に意を用いて、筆記試験に合格した者

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

（公認会計士法の一部改正）

第六十條第一項中「第五十七條第二項各号」と「公認会計士特例試験等に関する法律による改正前の第五十七條第二項各号」に、「者」に対しては、検定を免除する。」を「者は、第十一條の規定にかかわらず、第三次試験を受けることができる。」に改め、同条第二項を削る。

〔別紙〕

公認会計士特例試験等に関する法律案に対する附帯決議

一 公認会計士特例試験の実施措置は、計理士制度を廃止して職業会計人制度の整備統一化を図ることを目的とすることにかんがみ、政府は、計理士制度の廃止、特例試験の実施期限が延長されることにならないよう最善の努力をつくすべきである。

二 政府は、公認会計士試験第二次試験合格者が履修しなければならぬ実務補習等の成果がさらにあがるよう積極的に配慮すべきである。

税理士法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及目的

現行税理士法施行後十余年間に

おける社会経済情勢の進展並びに

税制及び税務行政の推移に即応した

制度を確立するため、大要次の

とおりの改正を行なおうとするものである。

(一) 税理士業務の範囲の拡張等

1 税理士業務の対象となる税目の範囲を改め、広く国税(登録税、印紙税、取引所特別税、取引税、関税、とん税及び特別とん税を除く)及び地方税(法定外普通税を除く)の全部に広げることとしている。

2 納税者の税務相談に際して表明された税理士の専門的意見を尊重するため、申告書に対する税理士の審査証明の制度を新設することとしている。

3 税理士の独占業務に属すべき税理士業務の範囲について、現行規定に明確な欠点があるので、当該規定の整備をはかるとともに、財務書類の調整、財務に関する相談等の会計業務を、新たに、税理士の附随業務とし、税理士の名称を用いてこれを行なうことができることとしている。

(二) 税理士となる資格についての改正

1 試験制度の改正
試験を、本試験を受けるのに相当な一般教養をためすための予備試験と、税理士となる

るのに必要な専門的知識及び応用能力をためすための本試験とに分け、職業専門家としての実務応用能力の判定に重点をおく試験を行なうこととしている。

この場合、予備試験は、国語及び社会について短答式筆記試験により行ない、一度合格した者及び大学、高等専門学校卒業業者等所定の者に対しては免除することとし、本試験は、税法及び会計学を中心として、基礎的な素養について短答式試験(一度合格すれば五年間免除)と、実務応用問題についての論文式試験(短答式本試験の合格者のみ受験資格を認める)とにより行ない、合格者の決定方法は、総合点主義によることとしている。

なお、現行の一部科目の免除の特例及び特別試験制度は、これを廃止することとするが、経過措置として、昭和三十九年十二月三十一日現在における一部科目の合格者等については、新試験施行後五年間は論文式による本試験のみを行なうこととし、この場合すでに合格した科目等については、これを免除し、受験

すべき科目については従来とおりとす。なお、試験制度の改正が受験者に及ぼす影響を緩和するため、新試験施行後三年間に限り、本試験のうち論文式試験の合格者の決定方法は、科目別合格制度によることとしている。

2 税務実務経験者に対する資格認定制度の採用
税務官公署における国税事務にもつばら従事した期間が二十年以上(地方税にあつては二十五年以上)で、かつ、五年以上当該事務につき管理、監督する地位にあつた者に対しては、税理士試験審査会の簿記に関する実務を主とした口頭試験を経て、税理士の資格を付与することとしている。

3 試験の実施機関として、委員五人から成る税理士試験審査会の制度を設けるとともに、臨時委員の定員を現行の十五名から五十名に増加することとしている。

(三) 税理士団体の整備合理化

1 税理士の報酬については、国税庁長官がこれを定める現行制度を改め、税理士会が自主的に定めることとしている。

2 税理士業務を行なう弁護士に対し、新たに税理士会への入会のみを開くこととしている。

3 税理士の資質の一層の向上をはかるため、日本税理士会連合会の統一的管理のもとに、定期的な研修を行なわせることとするほか、税理士会の会則の規定事項を整備し、会員の綱紀保持及び税理士の使用人に対する監督等の規定を加えることとしている。

(四) 税理士の権利義務

1 税理士の備え付け帳簿につき、税理士の自主性を尊重するため、現行の記載事項を簡素合理化するとともに、その義務違反に対する罰則を廃止することとしている。

2 税務職員から税理士になつた者に対する業務制限を、現行の離職後一年間から離職後二年間に延長することとしている。

3 税理士事務所を設置を一人一個所に限定し、その名称を統一するほか、税理士の使用人に対する監督義務を明示することとしている。

4 税務調査に際し、税理士に対する事前通知の対象となる

税目を、全税目に拡張することとしている。

(五) 懲戒手続の合理化

懲戒手続を一層慎重にするため、あらたに国税庁に、税理士及び学識経験者を含めて委員六人よりなる税理士懲戒審査会を設け、国税庁長官が懲戒処分を行なうに際しては、あらかじめこの審査会の意見を必ず徴しなければならないこととする。また、懲戒処分の効力は、懲戒処分をした時から発生することとしている。

(六) 改正法の施行期日

改正法の施行は、原則として新法公布の日から一月を経過した日からとするが、税理士試験制度の改正規定は、昭和四十年一月一日から施行することとしている。

二 議案の修正議決理由

本案は、社会経済情勢及び税制の推移等に即応した税理士制度を確立するための措置として時宜に適するものと認め、なお、税理士に対する懲戒処分の手続等について、修正を行なう必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

(一) 国税庁長官が税理士に対する懲戒処分を行なうときは、税理

昭和三十九年六月十九日 衆議院會議録第三十八号 議案に関する報告書

士憲成審査会の議決に基づいて行なわなければならないことに改める。

(イ) 昭和三十九年十二月三十一日現在において大学院に在學してゐる者で、昭和四十年一月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に所定の学位を授与された者についても試験科目の一部免除制度に関する経過措置を適用することとするほか、この措置により、試験科目の全部につき試験の免除を受ける資格を有するに至つた者については、新税理士試験の合格者とみなすこととする。

なお、本案については、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十九年六月十七日

大蔵委員長 山中 貞則

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第四十七条を次のように改める。

(懲戒の手続)

第四十七条 地方公共団体の長は、税理士について、地方税に關し前二条の規定に該當する事実があることを認めるときは、国税庁長官に対し、その者の氏名及び事実を通知するものとする。

2 税理士会は、その会員について、前二条の規定に該當する事実があることを認めるときは、国税庁長官に対し、その者の氏名及び事実を報告しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、何人も、税理士について、前二条の規定に該當する事実があると認めるときは、国税庁長官に対し、その事実を通知し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

4 前三項に規定する通知又は報告があつたときは、国税庁長官は、その通知又は報告に係る事件について必要な調査をしなければならない。

5 国税庁長官は、税理士について、前二条の規定に該當する事実があることを認めるときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

6 国税庁長官は、前二条の規定により懲戒処分をしようとするときは、あらかじめ当該税理士にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

7 国税庁長官は、前二条の規定により懲戒処分をしようとするときは、税理士懲戒審査会の意見をきいてこれをしなければならない。

8 国税庁長官は、前二条の規定により懲戒処分をするときは、その理由を附記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第三条及び第五条から第八条までの改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定、第九条から第十七条までの改正規定並びに附則第三十項から第三十六項までを削り、附則第三十七項以下を七項ずつ繰り上げる改正規定並びに次項、附則第四項から第六項まで及び附則第十七項の規定並びに附則第二十一項の大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)第四十一条第一項の表の改正規定中税理士試験委員の項に係る部分は、昭和四十年一月一日から、附則第十五項の規定は、公布の日から施行する。

4 昭和三十九年十二月三十一日において旧法第七条又は第八条の規定により旧法第六条に規定する税理士試験(以下「旧税理士試験」という。)の同条に掲げる試験科目(旧法第七条第二項の規定により旧法第六条第一号に掲げる試験科目

目とみなされる試験科目(以下「廃止試験科目」という。を含む。)につき試験の免除を受ける資格を有する者については、新法第五条に規定する税理士試験(以下「新税理士試験」という。)の新法第六条に規定する予備試験を免除するほか、新税理士試験の新法第八条に規定する本試験(以下「本試験」という。)で昭和四十四年十二月三十一日までに施行されるものに限

り、新法第八条の二第一項に規定する短答式による試験を免除し、かつ、同条第二項に規定する論文式等による試験(以下「論文式等による試験」という。)の試験科目は、同項の規定にかかわらず、旧税理士試験の旧法第六条に掲げる試験科目(昭和三十九年十二月三十一日において旧法第七条第二項の規定に該當している者については、その者に係る廃止試験科目を含む。以下附則第八項において同じ。以下「〇〇」とする。この場合において、当該試験科目のうち旧法第七条又は第八条の規定により旧税理士試験につき試験の免除を受けることができるものについては、その申請により、試験を免除する。

5 前項の規定は、昭和三十九年十二月三十一日において学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学の大学院に在學してゐる者で、昭和四十年一月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に法律学、財政学又は

は商学に属する科目に関する研究により学位を授与されたものについて準用する。この場合において、同項中「予備試験」とあるのは「予備試験で当該学位を授与された日後に行なわれるもの」と、「昭和四十四年十二月三十一日まで」とあるのは「当該学位を授与された日の翌日から昭和四十四年十二月三十一日までの間」と、「当該試験科目のうち旧法第七条又は第八条の規定により旧税理士試験につき試験の免除を受けることができるものについて、その申請により、試験を免除する」とあるのは「法律学又は財政学に属する科目に関する研究により学位を授与された者について当該試験科目のうち旧法第六条第一号に規定する短答式による試験を免除し、かつ、同条第二項に規定する論文式等による試験(以下「論文式等による試験」という。)の試験科目は、同項の規定にかかわらず、旧税理士試験の旧法第六条に掲げる試験科目(昭和三十九年十二月三十一日において旧法第七条第二項の規定に該當している者については、その者に係る廃止試験科目を含む。以下附則第八項において同じ。以下「〇〇」とする。この場合において、当該試験科目のうち旧法第七条又は第八条の規定により旧税理士試験につき試験の免除を受けることができるものについては、その申請により、試験を免除する。」と読み替へるものとする。

15 6 新税理士試験の本試験のうち論文式等による試験で昭和四十四年十二月三十一日までに施行されるものに係る新法第八条の二第二項の規定の適用については、同項中「合格した者につき」とあるのは、「合格した者並びに税理士法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第 号)附則第四項 〇〇同法附則第五項において準用する場合を含む。〇〇の規定により短答式による試験を免除された者につき」とする。

16 7 新税理士試験の本試験のうち論文式等による試験で昭和四十一年十二月三十一日までに施行される

は商学に属する科目に関する研究により学位を授与されたものについて準用する。この場合において、同項中「予備試験」とあるのは「予備試験で当該学位を授与された日後に行なわれるもの」と、「昭和四十四年十二月三十一日まで」とあるのは「当該学位を授与された日の翌日から昭和四十四年十二月三十一日までの間」と、「当該試験科目のうち旧法第七条又は第八条の規定により旧税理士試験につき試験の免除を受けることができるものについて、その申請により、試験を免除する」とあるのは「法律学又は財政学に属する科目に関する研究により学位を授与された者について当該試験科目のうち旧法第六条第一号に規定する短答式による試験を免除し、かつ、同条第二項に規定する論文式等による試験(以下「論文式等による試験」という。)の試験科目は、同項の規定にかかわらず、旧税理士試験の旧法第六条に掲げる試験科目(昭和三十九年十二月三十一日において旧法第七条第二項の規定に該當している者については、その者に係る廃止試験科目を含む。以下附則第八項において同じ。以下「〇〇」とする。この場合において、当該試験科目のうち旧法第七条又は第八条の規定により旧税理士試験につき試験の免除を受けることができるものについては、その申請により、試験を免除する。」と読み替へるものとする。

15 6 新税理士試験の本試験のうち論文式等による試験で昭和四十四年十二月三十一日までに施行されるものに係る新法第八条の二第二項の規定の適用については、同項中「合格した者につき」とあるのは、「合格した者並びに税理士法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第 号)附則第四項 〇〇同法附則第五項において準用する場合を含む。〇〇の規定により短答式による試験を免除された者につき」とする。

16 7 新税理士試験の本試験のうち論文式等による試験で昭和四十一年十二月三十一日までに施行される

は商学に属する科目に関する研究により学位を授与されたものについて準用する。この場合において、同項中「予備試験」とあるのは「予備試験で当該学位を授与された日後に行なわれるもの」と、「昭和四十四年十二月三十一日まで」とあるのは「当該学位を授与された日の翌日から昭和四十四年十二月三十一日までの間」と、「当該試験科目のうち旧法第七条又は第八条の規定により旧税理士試験につき試験の免除を受けることができるものについて、その申請により、試験を免除する」とあるのは「法律学又は財政学に属する科目に関する研究により学位を授与された者について当該試験科目のうち旧法第六条第一号に規定する短答式による試験を免除し、かつ、同条第二項に規定する論文式等による試験(以下「論文式等による試験」という。)の試験科目は、同項の規定にかかわらず、旧税理士試験の旧法第六条に掲げる試験科目(昭和三十九年十二月三十一日において旧法第七条第二項の規定に該當している者については、その者に係る廃止試験科目を含む。以下附則第八項において同じ。以下「〇〇」とする。この場合において、当該試験科目のうち旧法第七条又は第八条の規定により旧税理士試験につき試験の免除を受けることができるものについては、その申請により、試験を免除する。」と読み替へるものとする。

ものにおいてその試験科目のうちの一部の科目につき大蔵省令で定める基準以上の成績を得た者に対しては、当該論文式等による試験で昭和四十二年十二月三十一日までに行なわれるものに限り、その申請により、当該科目の試験を免除する。

8 附則第五項に規定する者に該当することとなつた者で、附則第四項後段(附則第五項において準用する場合を含む。)又は前項の規定により旧税理士試験の旧法第六条に掲げる試験科目の全部につき試験の免除を受ける資格を有するに至つたものがある場合において、その者が新法第三條第一項ただし書に規定する要件をみたすときは、その者については、これを同項第一号の規定に該当する者で同項ただし書に規定する要件をみたしたものとみなして、新法の規定を適用する。

79 施行日前に旧法第二十四条第五号に規定する行為をした者に係る税理士の登録の拒否については、なお従前の例による。

810 施行日前に旧法第二十五条第一項の規定による税理士の登録の取消しの処分を受けた者に係る当該登録のまつ消については、なお従前の例による。

911 施行日前に旧法第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による税理士業務の停止の処分を受けた者に係る税理士証票の返還については、なお従前の例による。

1012 旧法第四十条第二項ただし書の許可に係る税理士業務を行なうための事務所は、施行日から三年以内に閉鎖しなければならない。

1113 当分の間、国税庁長官は、当該地域の納税義務者の数に比して当該地域内に税理士事務所を有する税理士の数が著しく不足しているとき、その他特に必要があると認めるときは、新法第四十条第三項の規定にかかわらず、大蔵省令で定めるところにより、税理士事務所の増設を許可することができる。

1214 国税庁長官は、前項の許可に係る税理士事務所について、当該許可をした理由がなくなつたと認められた場合には、これを取り消すものとする。

1315 旧法第四十二条に規定する公務員で施行日前に旧法第二十一条第一項の規定による登録申請書の提出をしたものが税理士となつた場合における税理士業務の制限については、なお従前の例による。

1416 施行日前に旧法第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による懲戒処分を受けた者に係る当該処分の公告については、なお従前の例による。

1517 税理士会及び日本税理士会連合

会は、この法律の公布の日以後遅滞なく、それぞれその会則の変更につき必要な手続を行なわなければならない。

1618 施行日において税理士会に入会している者は、同日以後遅滞なく、その税理士証票に新法第四十条の八第一項に規定する表示を受けなければならない。

1719 旧法附則第三十項の規定による

税理士試験に合格した者については、これを新法第三條第一項第一号の規定に該当する者で同項ただし書に規定する要件をみたしたものとみなして、新法の規定を適用する。

1820 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1921 税理士法の一部を改正する法律

(昭和三十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
附則第四項中「なお」を「当分の間」に改める。

2022 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第五條第三号中「第四十六条第一項」を「第四十六条」に改める。
大蔵省設置法の一部を次のように改正する。

2123

第四十一条第一項の表中

中央酒類審議会

大蔵大臣の諮問に応じて、酒類の生産、供給及び価格に関する重要な事項について調査審議し、並びに国税庁長官の諮問に応じて、酒類の級別について調査審議すること。

中央酒類審議会

大蔵大臣の諮問に応じて、酒類の生産、供給及び価格に関する重要な事項について調査審議し、並びに国税庁長官の諮問に応じて、酒類の級別について調査審議すること。

税理士懲戒審査会

国税庁長官の諮問に応じて、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の規定による税理士に対する懲戒処分に関し審査すること。

税理士試験委員

税理士試験を行うこと。

税理士試験審査会

税理士法の規定による税理士試験及び税理士となる資格の認定を行なうこと。

〔別紙〕

税理士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 社会情勢の進展の税理士制度運営の経緯にかんがみ、税理士の地位向上と税理士会の自主性を確保するため制度及び運営の両面にわたり、改善と検討を図ること。

二 税理士試験の執行にあつては、試験審査会の中正、かつ、權威ある運営を確保するとともに、いたずらに暗記力のテストに偏しないよう、試験場に税法等を備えつける等の措置を講ずること。
三 税理士の税務代理権を尊重するとともに、納税者の権利利益の擁護に遺憾なからしめるため、税務

調査における事前通知の励行に万全を期すること。
私立学校振興会法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
1 私立学校振興会の資金の貸付

昭和三十九年六月十九日 衆議院會議録第三十八号 議案に関する報告書

対象の範囲を拡大し、職業に必要な技術の教授を目的とする私立各種学校で学校法人または準学校法人の設置するもののうち政令で定めるものを、新たに加えること。

2 私立大学の研究設備の購入費についての国の補助率を二分の一以内から三分の二以内に改めること。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

私立学校教育振興の重要性にかんがみ、私立学校に対する国の財政的援助を拡充強化することは時宜に適したものであると認め、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度一般会計予算に、私立大学研究設備助成補助金九億八百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十九年六月十七日

文教委員長 久野 忠治

衆議院議長船田中殿

総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案の改正点は次の通りである。

1 総理府設置法の一部改正

- (1) 国の次代を担う青少年の指導、育成等に関する施策を強力に推進するため、青少年局を設置し、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する基本的かつ総合的な施策の樹立並びに関係行政機関の施策及び事務の総合調整を行なうとともに、いずれの省庁にも属さない青少年に関する事務を所掌することとする。
- (2) 生存者及び戦没者に対する叙勲事務の増加に伴い、内閣総理大臣官房賞勲部の機構を改め、総理府に内部部局として賞勲局を設置する。
- (3) 審議会等の設置及び改廃
- (4) 在外財産問題に関する重要事項を調査審議する在外財産問題審議会を設置する。
- (5) 市町村における住民台帳に関する諸制度の合理化について調査審議する住民台帳制度合理化調査会(設置期限二年)を設置する。
- (6) 設置期限が昭和三十九年三月三十一日までとされている産業災害防止対策審議

会は、なお調査審議すべき事項があるため、設置期限を二年延長する。

- (7) 任務を終了する港湾労働等対策審議会、交通基本問題調査会及び補助金等合理化審議会を廃止する。

(4) 総理府本府の定員を百四十七人増員して三千九百八十三人とする。

2 青少年問題協議会設置法の一部改正
青少年局の設置に伴い、中央青少年問題協議会の事務局を廃止し、所掌事務の改正等を行なう。

3 科学技術会議設置法の一部改正
科学技術会議は、必要があると認めるときは、諮問に対する答申後も諮問事項に関し内閣総理大臣に意見を申し出ることができるとする。

4 宮内庁法の一部改正
文書事務の増加に対処するため、宮内庁の一般職の職員を二人増員して、特別職を含む職員の定員を千九百九十四人とする。

5 行政管理局設置法の一部改正
(1) 統計審議会の委員を一人増員して十八人とする。

(2) 統計事務の増加等に対処するため行政管理局の定員を三

人増員して千六百六十七人とする。

6 北海道開発法の一部改正
北海道開発事業の円滑な遂行を図るため、北海道開発庁の定員を四十一人増員して一万一千七百六十八人とする。

7 経済企画庁設置法の一部改正
(1) 国民生活の安定及び向上、国民の日常生活の改善並びに物価等についての基本的な経済政策の企画立案及び総合調整に関する事務を主たる所掌とする国民生活局を設置する。

(2) 審議官の数「三人以内」を「二人以内」とする。

(3) 任務を終了した地域経済問題調査会を廃止する。

(4) 経済企画庁の定員を二十二

人増員して六百人とする。

8 科学技術庁設置法の一部改正
(1) 宇宙開発の積極的な推進を図り、これに関する総合的かつ効率的な体制を整備するため、科学技術庁の附属機関として宇宙開発推進本部を設置する。

(2) 附属機関である国立防災科学技術センターに雪害実験所を支所として設置できるよう所要の改正を行なう。

(3) 行政事務の充実及び附属研究機関の強化を図るため科学技術庁の定員を百九十九人増員して千八百四十四人とする。

9 内閣法の一部改正
事務処理の円滑を期するため内閣官房の定員を八人増員して七十九人とする。

なお、科学技術庁に宇宙開発推進本部を設置する規定は昭和三十九年七月一日から、その他の規定は四月一日から施行する。

二 議案の修正議決理由

本案は、行政運営上、おおむね適当な措置と認め、局の新設は臨時行政調査会の答申を待つて検討することが適当であると認め、総理府の青少年局及び経済企画庁の国民生活局を創設することとし、その他総理府の附属機関である、同対策審議会の設置期限を一年延長すること、施行期日のうち昭和三十九年四月一日を公布の日に変更すること等修正を加えることを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案議決に際して、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び本修正の結果必要とする経費
本案施行に要する経費として約四億八千八百二十八万円が昭和三十

十九年度一般会計歳出予算に計上されている。

なお、本修正の結果、同和対策審議会の設置期限を延長するために必要とする経費は、約百三十五万円の見込みであり、局新設削除による経費の減額は約千二百三十五万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

基づき、内閣を代表して野田総理府総務長官より「院議として決定される以上、政府としてはこれを尊重する所存である。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十九年六月十八日

内閣委員長 徳安 實藏
衆議院議長船田中蔵

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(總理府設置法の一部改正)

第一条 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第三条第一号中「恩給、統計及び栄典」を「栄典、恩給及び統計」に改める。

第四条第十四号中「授与する」を

「伝達する」に改め、同条中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する関係行政機関の施策及び事務の総合調整を行なうこと。

第五条第一項中「三局」を^四「五局」に、^五「特別地域連絡局」を^六「特別地域連絡局」に改め、同条第二項中「大臣官房に、賞勲部を置き、」を削る。

第六条第一項中第十七号から第二十号までを削り、第二十一号を第十七号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(賞勲局の事務)

第六条の二 賞勲局においては、

- 一 栄典制度に関し調査し、研究し、及び企画すること。
- 二 勲位、勲章に関すること。
- 三 褒章に関すること。
- 四 記章その他の賞件に関すること。

昭和三十九年六月十九日 衆議院会議録第三十八号 議案に関する報告書

五 外国の勲章、記章の受領及び着用に関すること。

第二章第一節中第九条の次に次の一条を加える。

(青少年局の事務)

第九条の二 青少年局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する基本的かつ総合的な施策の樹立に関すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する関係行政機関の施策及び事務の総合調整

在外財産問題審議会
内閣総理大臣の諮問に応じて在外財産問題に関する重要事項を調査審議すること。

住民台帳制度合理化
内閣総理大臣の諮問に応じて市町村(特別区を含む)における住民に関する台帳に関する諸制度を合理化するための基本事項を調査審議すること。

第二十三条中「三千八百三十六人」を^七「三千九百八十三人」に改める。

附則第四項を次のように改める。

4 第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、産業災害防止対策審議会及び住民台帳制度合理化調査会は、昭和四十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

に關すること。

三 前各号に掲げるものの外、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事務のうち、他の行政機関の所掌に属しないものを企画し、立案し、及び実施すること。

第十五条第一項の表産業災害防止対策審議会の項中「内閣総理大臣の下に」又は関係各大臣を加え、同表中港湾労働等対策審議会の項、交通基本問題調査会の項及び補助金等合理化審議会の項を削り、中小企業政策審議会の項の次に次のように加える。

附則第五項を削り、附則第六項中「当分の間を」昭和三十九年九月三十日までの間は「改め、」及び前項を削り、「二十人」を「三人」に改め、同項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とする。

(青少年問題協議会設置法の一部改正)
第二条 青少年問題協議会設置法(昭和二十八年法律第八十三号)の

一部を次のように改正する。
第二条第一項を次のように改める。

中央協議会は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する基本的かつ総合的な施策の樹立のために必要な重要事項を調査審議する。

第五条を次のように改める。

第五条 中央協議会の職務は、總理府青少年局において処理する。
第六条第一項中「第二条第一項に規定する」を「左の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立のために必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

第六条第二項中「第二条第一項」を「前項」に改める。

第八条中「第二条第一項に規定する事項に關し、」を削る。
(科学技術会議設置法の一部改正)
第三条 科学技術会議設置法(昭和

昭和三十一年六月十九日 衆議院會議録第三十八号 議案に関する報告書

三十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(諸問等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 会議は、必要があると認める

ときは、前項の諸問に対し答申を行なつた後においても、当該諸問があつた事項に關し、さらに内閣總理大臣に意見を申し出ることが出来る。

第三条の見出しを「(答申等の尊重)」に改め、同条中「前条」を「前条第一項」に改め、「答申」の下に「又は同条第二項の意見の申出を加える。

(同和对策審議会設置法の一部改正)

第三条 同和对策審議会設置法(昭和三十一年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「四年」と「五年」に改める。

(宮内庁法の一部改正)

第四条 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表中「一、一九二八」を「一、一九四八」に、「二、二二四八」を「二、二二六八」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第七条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「五局」を「六局」に、

「調整局」を「調整局」に改め

る。

第六条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第七条中第六号から第七号の二までを削り、第八号を第六号とし、同条第九号中「総合調整に關すること」の下に「(他局の所掌に關するものを除く。)」を加え、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

(国民生活局の事務)

第七条の二 国民生活局において

は、次の事務をつかさどる。

一 国民の合理的な生活水準及び生活構造の策定並びに国民生活の安定及び向上に關する

基本的な経済政策及び計画の企画立案及び総合調整に關すること。

二 一般消費者の保護、生活環境の整備その他国民の日常生活の改善に關する基本的な経済政策及び計画の総合調整に關すること。

三 物産に關する基本的な政策の企画立案及び総合調整に關すること。

四 長期経済計画に關する関係行政機関の国民生活の安定及び向上並びに物産に關する重要な政策及び計画の実施に關する総合調整に關すること。

五 国民生活研究所に關すること。

第十二条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第十四条第一項の表中地域經濟問題調査会の項を削る。

第十五条中「五百七十八人」を

「六百〇八人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、^{公布の日}昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、第八

条中科学技術庁設置法第七条の二及び第十六条の改正規定並びに同法第二十条の次に一條を加える改正規定は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2 第一条中總理府設置法第二十三条の改正規定及び同法附則第六項の改正規定(「二十人」を「三十人」に改める部分に限る。)、第五條中行政官制法第十條の改正規定並びに第八條中科学技術庁設置法第二十四條の改正規定は、昭和三十一年四月一日から適用する。

(産業災害防止対策審議会の設置)
産業災害防止対策審議会は、この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。)の施行の日に至るに置かれるものとする。

(自治省設置法の一部改正)
24 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第五号の四の次に次の一号を加える。

五の五 住民台帳制度合理化調査会の庶務に關すること。

(国家公務員法の一部を改正する法律の一部改正)

35 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第四條中「第十九号」を「第二十号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に、「第十八号」を「第十九号」に、「三局」を「五局」に、「四

局」を「六局」に改め、「大臣官房に

賞典部」を削り、「第六條の次」

を「第六條の二の次」に、「第六條

の二」を「第六條の三」に、「三千

八百三十六人」を「四千四十二人」

を「三千九百八十三人」を「四千

百八十九人」に改め、「附則第五

項中「三千八百三十六人」を「四千

四十二人」に、「三千九百六十一

人」を「四千六百七十七人」に改め

る。を削る。

(別紙)

總理府設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

憲法第七條に規定せられた栄典の授与に当たつては、広く国民各界各層の意見を反映せしめる等適切な措置を講じ、もつて栄典制度が公正に行なわれるよう努むべきである。

右決議する。

衆議院會議録第三十六号(その二)中
正誤
ハシ 段行 誤 正
二五 一 四 傷害お 傷害を
二六 五 六 不可能 不能

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(ただし直税は二十四円)

發行所
大蔵省印刷局 電話東京 二二四

東京港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局 電話東京 二二四

官報 課